

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成26年3月13日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

3月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査	3
質疑（渡辺慎吾委員）	
議案第21号の審査	36
補足説明（消防長）	
議案第38号の審査	37
議案第29号所管分の審査	37
議案第22号の審査	37
質疑（三好義治委員）	
議案第23号の審査	41
質疑（三好義治委員）	
議案第24号の審査	47
議案第25号の審査	47
質疑（三好義治委員）	
議案第26号の審査	54
議案第27号の審査	54
議案第28号の審査	54
議案第4号の審査	54
採決	54
所管事項に関する事務調査について	55
閉会の宣告	56

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成26年3月13日(木) 午前9時59分 開会
午後3時56分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 渡辺慎吾 委員 三好義治
委員 中川嘉彦 委員 水谷 毅

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛
秘書課長 池上 彰 政策推進課長 谷内田 修 同課参事 上田和生
人事課長 大橋徹之 人権女性政策課長 荒井陽子
総務部長 有山 泉 同部次長兼財政課長 北野人士
同部参事兼納税課長 東角泰典
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 松方和彦 防災管財課長 西川 聡
情報政策課長 楨納 縁 市民税課長 和田元伸 固定資産税課長 中西利之
工事検査室長 宮木茂実
会計管理者兼会計室長 牛渡長子
監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 山田雅也
消防長 熊野 誠 消防本部次長兼消防署長 樋上繁昭
総務課長 明原 修 同課参事 堤 仁志 予防課長 納家浩二
警備課長 橋本雅昭 警防第1課長 萩原秀夫 警防第2課長 松田俊也
警備課参事兼警防第1課参事 木下正雄 警備課参事兼警防第2課参事 幸田英基

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局書記 井上智之

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成26年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 平成25年度摂津市一般会計補正予算(第7号)所管分
議案第21号 摂津市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件
議案第38号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
議案第29号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一
部を改正する条例制定の件所管分
議案第22号 摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件
議案第23号 摂津市附属機関に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議案第24号 摂津市職員の修学部分休業に関する条例及び摂津市職員の高齢者部分
休業に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第26号 摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第27号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第28号 摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第4号 平成26年度摂津市財産区財産特別会計予算
所管事項に関する事務調査について

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、三好委員を指名します。

先日に引き続きまして、議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 おはようございます。

前回の委員会で、質問する意欲を見せとったんですけど、くるっと自分の戦闘態勢の準備が、何かそがれたような状態になりました。また、きょうは改めて質問させていただきます。

まず、質問の前に、少し苦言を呈したいというふうに思うんですけど、この一連、昨年暮れぐらいから、行政の議会に対しての対応が、議会軽視ではないかというふうに私自身が非常に受け取った事例が何個かある。例えば書類の出し方とか、それから、例えば議会中の対応の仕方、その点が議会に対して、非常に議会軽視というか、挑戦というか、そのような態度にとれるわけであって、そういう点をしっかりと、何遍も皆さん、釈迦に説法かもしれないですけど、議会というのは、行政にとっては両輪ですので、例えば、これから第5次行政改革をやられるということなんですけれど、議会の協力は不可欠なはずなんです。それやのに、余りにも議会軽視というような対応をされたら、我々も協力しようかという気がそがれていきます。例えば、この資料の出し方、これは、前回の第4次行革のときは、しっかりと議会資料と一緒に出されておったということで、私も調べたら、そういうことになっておりました。

この前の資料、3時の休憩中の休憩が終わる15分ぐらい前にこの資料が出てきて、それでほかの委員はこれを目にすることができなかったわけであって、そういう点が非常に、余りにも重要な一つの資料だというのに、出し方が非常に安易過ぎるといえるのは、これは議会軽視として私はとってしまうわけであって、そういう点、しっかりと第5次を成功させ、何とかやり遂げるといってやったら、そして、また我々議会の援護射撃というか、力を借りながらやるという気があるんやったら、もうちょっと丁寧に、丹念に議会对応をやっていただきたい。そのように強く要望しておきますので、よろしくをお願いします。

それでは、質問に行きたいと思います。

去年か、おととしか、DNA鑑定というのがありましたね。災害時においてのそういう危険地帯に行く方々を中心に、DNAを採取して、それをいざ、もしものときのためにということで、そういうことを提言されておったわけなんですけれど、新年度もきちっとそれを継続していかれるのか。また、今の状況、どういうふうな状況、登録になっているのか、お聞きしたいと思います。

それから、第5次行政改革の人材と方向と、それから職員の定数、去年の決算審査の委員会のときに、人事課長が今後も職員の定数を削減する余地があるというようなこと、削減していかなあかんのんちゃうかということで、そういうふうな一つのご答弁をいただいたというふうに思います。その点も含めて、質問したいと思います。

それから、当然、僕の代表質問なんかでもお答えいただいたと思うんですけど、信賞必罰で、こういう人事評価制度を設けて、やっぱりきちっと評価が高い

人には、やっぱり賞与とか、給与、その辺もこれは反映していきたいというようなご答弁をいただいたと思うんですけど、その裏側として、非常に職員の中でも問題が生じている職員もおると思うんです。

信賞必罰ということなんで、その問題ある職員に対してどのような対応をしていかれるのか、その辺もご答弁いただきたいと思います。

それから、第5次行革に向けて、これから機能的な組織運営をされるということですので、大きな機構改革もこれからどんどん起きてくると思います。そういう点で、平成26年度はどういう形でまずはやっていくかということをお聞きしたいと思います。

それから、別府のコミュニティセンターの基本設計に至るまで、今回までワークショップまでやるということで、この委員会終了後、その説明をされるということなんでですけど、何か聞くところによりますと、この情報が、我々議員がどうこう言う前に、とりあえず別府の方々に先にいろんな情報が流れていっているような状況でして、やっぱり、それも先ほどの話じゃないんやけれど、昨年度、総務常任委員協議会を開いて、その結果を個々に、その流れの中でどういうふうにしたかということをお聞きしたいんですけど、やっぱり協議会を開いて、きちっと説明してもらいたかったと思うんですけど、この辺の流れを詳しくお聞かせ願いたいと思います。

それから、人権啓発推進施策要望事業の内容について、お聞かせ願いたいと思います。

それから、男女共同参画計画推進事業。来年度から男性相談ということをはじめただくということで、私が決算審査の

ときに質問したことに対して応えていただいて、男性相談ということをやっていたとということなんで、53万6,000円ですか、その予算がついておりますけれど、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

それから、6番目、女性人材育成事業ですけど、これも決算審査のときに聞きましたけれど、もう一度、来年度へ向けての内容をご説明をお願いしたいと思います。

それから、税の徴収というか、収納というか、よく収納率と徴収率とか、いろいろ言われまして、今の税の滞納者に対しての徴収に関して、徴収率の来年度に向けての考え方をお聞きしたいと思いますので、よろしくお祈りします。

それから、投票所の削減ですけど、前回の委員会でもこのことは議論になっておりましたけれど、投票所を削減されるという意味合いをもう一度しっかりとご答弁いただきたいと思います。

それから、消防団員の自己防衛機材ですけど、前回、私も一般質問をさせていただいたんですけど、東北の震災で250名の団員がお亡くなりになったというようなことを情報として出ています。それは、団員自体が、しっかりと自分の身を守るというような、一つの教育が余りされていなかったということで、ハザードマップを見ますと、水害等で非常に、特に安威川以南、水害等が起きる危険性があるということなんで、消防団員を守るライフジャケットとか用意されるということだったんですけど、そういう点、来年度、どのような装備を準備されるのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、前回の委員会でも質問があったんですけど、昨年決算でも言うたんですけど、市内の企業で化学薬品を

扱って、震災やら災害のときに、それに伴う事故が起きたときに、化学消防車が出るとか、防護服を着るといふ、除染をするというようなさまざまなことをご答弁されておったんですけど、どんなことが予想されるのか、想定されるのか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

それから、これも代表質問をさせていただきましたけれども、市長がふわふわとしたご答弁をいただきましたけれども、例えば、総合体育館を建てるときに防災機能を有するということなんですけれども、例えば、どのような機能が必要だというふうに思うか、これも質問したいと思います。

それから、集会所なんですけれども、これは市民協働ということで、数年前から、行政は市民との協働ということをやテーマにして、もちろん今、協働に取り組む姿勢をしっかりと見せていただいておりますけれども、そういう意味で、やっぱり地域とのコミュニケーションを図るために、やっぱり集会所というのは必要なわけであって、行政と直接市民じゃなくて、その地域の人との一つのコミュニケーションがしっかりした上での行政との協働ということがあるわけであって、そういう点で、この集会所を少ないところは削減とは言いませんけれども、それなりに今の状況でいいんですけど、これからその地域に住宅ができ、また人口も増えるやろうというような地区もあると思います。そういう点で、その増設に向けてのお考えはないか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、市営住宅使用料の滞納者がおられるというふうに聞きました。これも、ほかの委員から決算審査のときもいろいろご質問されておったと思うんですけど、来年度、そういう方々に対して

どのような対応をされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、委員長、小川駐車場の件なんですけれども、これは民生常任委員会所管になると思うんですけど、指定管理者制度の根本的な話ということで、小川駐車場は単独の駐車場じゃなくて、旧福祉会館とか、今の市民文化ホールの使用する方に使ってもらおうというような感じの駐車場やったわけです。使用者は、結局、無料やったわけであって、そういう考えからしますと、こういう形で指定管理者にして一律お金をとるということに関して、非常にほかの駐車場とは違う意味合いがあるというふうに思うんですけど、その点もお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○野口博委員長 答弁を順次求めます。

大橋課長。

○大橋人事課長 人事課にかかわります2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、職員の定数のご質問で、今後の方向性も含めてということでのご質問だったと思います。今おっしゃっていただきましたように、決算審査の委員会の折に、私のほうからまだ余地があるということでご答弁させていただきました。その考え方に変わりはありません。

平成25年4月1日で639人という定員が、26年4月の予測でございますけれども631人になる予測になっておりまして、この主な要因は、任用替えによる部分が大きい、ほとんどが任用替えの部分でございます。

以前から申し上げておりますように、必要なセクション、必要な業務、地方分権の関係もございまして、業務がふえている部分につきましては、やはり新たな配置ということを考えていかなければな

らないと、このところは強く思っております。

ただ、全体の定員ということでの削減の考え方につきましては、国の考え方もそうなんですけれども、府下の状況を見ましても、まだ余地があると。例えば、歳出に占める人件費を見たときに、摂津市はほぼ府下平均で推移をしているんですけども、人件費比率の低い市は、まだかなりと申しますか、まだポイント的に摂津市のほうが低いと。その要因が何かというふうに分析をしたときに、委託、摂津市がまだしていない部分での委託を他市がしている、こういうケースが見てとれます。当然、市民サービスを低下させずに、かつ経費の削減が可能な委託をできる部門があるというふうに考えておりますので、その部分を委託することによって、全体の定数の削減というのがまだまだ可能であるということの考え方を持っております。

次に、問題がある職員への対応ということでのご質問でございます。

代表質問で、市長のほうからも答弁がございました。信賞必罰、頑張っている職員が周りの職員、組織に与える影響、それと、やはり少し問題のある職員が周りの職員、組織に与える影響、両方やはり考えられますし、その部分の対応ということも考えていかなければならないというふうに思っております。

頑張っている職員の部分につきましては、人事評価制度、これをもちまして能力評価の部分と業績評価の部分で、給与、賞与への一定の反映ということで考えてまいりたいというふうには考えております。

問題ある職員への対応でございますけれども、職務にたえられない状況というか、それぞれ職階もございますので、そ

の部分も含めてですけれども、職務にたえない部分、これは病気のケースも当然考えられますし、本人の資質による適格性の問題、これも考えられます。個人的な事情で降任制度ということも今制度としてございますけれども、26年4月から分限処分の指針ということで、きちんとした枠組みを設けまして、これにのっとり運用を考えております。各職場ごとに、問題のある職員ということを中心に把握して、どういった問題があるのかということを中心に整理をして、人事課と各所属のほうで連携をとりながら、基本的にはその問題のある部分を是正できるように、研修なり、対応なりをしていく。それでも、なおかつその部分が是正できなければ、一定、処分ということも考えなければならないというふうに考えておまして、26年4月以降、この後、制度の枠組みの中できちんと対応してまいるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○野口博委員長 東角部参事。

○東角総務部参事 摂津市の来年度徴収について、どういうふうにお考えですかというご質問についてお答え申し上げます。

これまでも行ってきております徴収事務といたしましては、まず督・催告、滞納されて、何度も督・催告を出させていただいて、また、それからコールセンターから「お忘れではないですか」というようなお電話をさせていただき、また職員につきましては夜間の電話も行っております。それから、毎月、土曜日ですけれども、午前中につきましては、平日に来られない方の納付相談を行っております。ただ、納付のご相談にこちらから連絡をさせていただいても、一向にお越しただけでない方でありまして、納付のお約

束を守っていただけない方でありますとか、それからまた、あるいは資産、財産をお持ちであるにもかかわらず、お支払いにならない方などにつきましては、国税徴収法、あるいは地方税法に基づいて差し押さえ処分をしております。また、資産、財産もなく、収入等も低い、あるいはないという方につきましては、執行停止をしておりますところでございます。

来年度の徴収の方向性はということですかというご質問でございますが、平成24年度決算におきまして、現年度につきましては98.57%で、100人中ほぼ99の方が現年の収納についてはお支払いいただいております。滞納分につきましては28.66%で、これにつきましても、滞納総額がリーマンショック後、約11億円ほどございましたが、現在、平成25年度では8億4,000万円まで滞納額を圧縮いたしております。

また、総合計画では、平成32年度の目標を96%と掲げておりまして、平成24年度の達成目標は94.6%でございます。決算では95.1%と目標を達成しているところでございます。

来年度につきましては、法的専門性が非常に高く、インターネット公売につきましては平成20年度から、不動産公売につきましては平成23年度から行っておりまして、法的な専門性が非常に高いものでございますので、市町村アカデミーの研修でございますとか、あるいは三島府税事務所で開催していただいております税務事務連携協議会におきまして、課税課等との連携を図って、徴収を進めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 荒井課長。

○荒井人権女性政策課長 人権女性政策課にかかわります3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、人権啓発推進施策要望事業でございますが、内容は旅費でございます。具体的には、人権施策等の政府要望に対する旅費、また大阪府内で行われます関係課についての会議費用ということになっております。

次に、男性のための電話相談についてでございます。

経過といたしましては、11月の総務常任委員会で渡辺委員からご質問があり、平成26年度に向けて検討いたしました。そのときのご質問は、「女性のための相談室は、人権の相談として男性も含めた形で実施できないか」ということでございました。

検討しました結果、人権の相談として包括することはしないほうが良いと判断いたしました。理由は、女性のための相談室の約4割をDV相談が占めていることから、相談時の被害者の安全確保が最優先であるということ、もう1点は社会背景から見て、女性、男性それぞれに違った課題があり、別々に行ったほうが効果的に相談対応ができるということでございます。

そうしましたら、次に、女性相談に対して、男性のための相談は実施できないかということを考えてみました。背景としまして、平成22年12月に閣議決定されました国の第3次男女共同参画計画において、初めて男性に対する相談体制の確立が盛り込まれたこと、それを受けて、大阪府では男性相談のマニュアルを作成して、府内市町村に実施を促していることを踏まえまして、今回、男性相談を実施することに至ったものです。

内容としましては、男性相談員1名による電話相談ということで、月1回3時間を予定しております。予算については10万8,000円を計上しております。

続きまして、女性人材育成事業でございます。こちらにつきましては、平成25年度まで女性大学開催事業という名称であったものを事業目的をわかりやすくあらわすために、今回名称変更をしたものでございます。

内容としましては、平成25年度と変わりなく、本市における各種審議会などの委員や地域・社会活動などで活躍できる人材を育成するために、本市の第3期摂津市男女共同参画計画に基づきまして行うものでございます。内容としましては、毎年度テーマを設定し、そのテーマと連動して男女共同参画などについての学びを深め、前期の基礎コース5回、後期、専科コース5回の計10回を考えております。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 それでは、防災管財課にかかわります3点の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、DNA鑑定保管事業、DNAの保管事業につきましてお答えさせていただきます。

DNAの保管事業につきましては、平成17年に職員を対象に事業を開始しておりまして、平成23年に東日本大震災を受け、東日本大震災におきましては、消防団であるとか、そういう方が水防活動に参加され亡くなって、本人確認がなかなかできないという状況がございましたので、平成23年に職員に加えて、地域の自治会長、それから消防団員の方、それから水防団員の方に拡大させていただきました。結果、現時点でサンプルを保管しておりますのは、311人の方のサンプルを保管してございます。その間は、役職を退職された方、それから自治会長をおりられた方に関しましては、返却業務を行っております。

今後の予定につきましては、平成23年当時、皆様にご希望をお聞きして、サンプルの採取をご希望されたという確認をいたしましたので、もう少し期間をあけて、今後もそれらの方々のサンプルを保管していきたいというふうに考えております。当面は職員、新たな職員でありますとか、そういう方に関しまして、庁内的にサンプル取得をしたいというふうに考えてございます。

続きまして、集会所の増設についてのご質問にお答えさせていただきます。

一昨日も集会所につきましては、老朽化が非常に進んでおる、全体で53か所あります集会所について議論をさせていただきました。また、建て替えが今後必要になることから、非常に財政負担になるということで、全体的なファシリティの考え方から進めていきたいというお話をさせていただいております。一昨日もお答えしましたように、中に、コミュニティの場所となっておりますが、要望としまして中の修繕でありますとか、それ以外にも増築の修繕があることは我々は認識してございます。53か所ある集会所の中に、集会所の配置からいきますと、非常に世帯数が多い自治会が持たれている集会所というのもございますので、そちらについては、やっぱり地域の特性でありますとか、それから一部要望の中には、地域の方がお金を出してもいいという話も以前、過去にされていたケースもございます。そういうものを勘案しながら、全体の配置計画を考えてまいりたいと考えております。

続きまして、市営住宅の滞納対策につきましてお答えさせていただきます。

現在、市営住宅4団地につきまして滞納されている方につきましては、現在10名おられまして、ほとんどの方につき

ましては分納をお願いしております。それぞれ滞納される中におきましては、いろんな事情を抱えておられまして、それにつきましては個々に面談をさせていただいて、滞納がないように指導を行っている次第でございます。督促や催告につきましては、3か月に1回行うという形でさせていただいてますが、今後、指定管理に移りましても、指定管理と連携しながら、家賃につきましては市の歳入になりますので、粘り強く滞納対策を行っていきたいというふうに考えてございます。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、私のほうから3点お答えさせていただきます。

その前に、先ほど渡辺委員がおっしゃっていただいていた件につきましては、今後十分に留意して行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず行革の中で機構改革の件なんですけれども、これにつきましては、いろいろ多様化、複雑化する行政の需要に対して、機動的に課題解決を図っていくために、こういった組織を、横断的な組織でありますとか、あと今現在設置されております政策推進会議を利用したり、部長会議を利用したり、そういったことで、最も迅速に、効果的に課題に対応していくためにはこういった組織、解決方法があるかということをもた行革の中できっちりと検討して、対応していきたいと考えております。

ワークショップの件ですけれども、ワークショップ協議会で中間報告をさせていただきましたが、これにつきましては7月から月1回のペースで開催させていただきました。開催に当たりましては、まず政策推進課、それから防災管財課、市民活動支援課、生涯学習課、この関係機

関がまず寄って、それぞれワークショップで行っていくことを十分調整して、ワークショップに臨んでまいったところでありまして。この中で、議会での答弁等も踏まえながら、参加者の方にご意見を求め、1月10日に7回目を迎えて、全てのワークショップを終了させていただいたところなんです。

今後、この皆様からいただいた意見をまとめさせていただきまして、それに対する報告会を3月にさせていただき、基本構想の案をまたお示しさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、指定管理者の件ですけれども、小川駐車場の件につきましては、今までの経緯も踏まえまして指定管理の導入について考えてきたところなんですけれども、まず指定管理者の導入に当たりましては、市民サービス内容の維持向上が図れること、それから施設の運営が効果的、効率的に行われること、これを基本として指定管理者制度の導入については考えてきたところでありまして。

この小川駐車場も、今回、機械化に伴う24時間開放という市民サービスの向上をまず第一義に考えまして、指定管理者の指定議案を提出させていただいたところなんです。今後、この24時間開放にあわせて、料金体系についても一定改正させていただいたところをお聞きしております。

今後とも、指定管理者の導入につきましては、こういった市民サービス内容の維持向上が図られていくことをまず第一義に考えまして、施設の効果的、効果的な運営を図られる施設については、導入については積極的に活用していききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 ご質問のありました消防団員への安全装備品の配備という点のご質問につきましてお答えさせていただきます。

現在、消防団員への装備品の貸与につきましては、個人装備品として活動服及びアポロキャップ、制服、制帽、半長靴、そして団体装備として防火服、防火帽、それとライフジャケット、皮手袋などです。それと、現場用の長靴等を貸与しております。

これらの貸与品の安全性の向上とか、また必要な安全装備品の追加貸与ということでございますが、ちょうど平成25年12月になるんですけれど、議員立法によりまして、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのが制定されました。その中でも、消防団の装備の改善についても規定されておりまして、その法律では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であると、このことを鑑みて、国及び地方公共団体は、消防団の抜本的な強化を図るために必要な措置を講じなさいと、消防団装備についての改善についても述べられておりました。

平成26年度の予算へのこの法律の趣旨を踏まえての盛り込みということでは、ちょうど予算の時期の関係もありまして、政策経費ということで外に出しての議論というのはできなかったんですけれども、通常、予算措置しております消防団活動管理事業の被服費としての需用費の中で、通常から予算化しております中で、来年度につきましては消防団員のために切創防止が望める、ちょうど常備の消防職員

も使っていますケプラーの手袋がございます。その手袋を消防団員にも貸与していくような方向で、現場用の個人手袋の個人貸与ということで進めてまいりたいと考えております。

今後におきましては、先ほど申し上げました法律の趣旨も十分に勘案しまして、平成26年当初から三島地域各市をはじめ、こういった消防団に対する強化対策をやっていけるのかとかいうことを研究しながら、また平成27年度の予算編成を視野に入れながら、消防団の装備品の充実強化について研究してまいりたいと考えています。

○野口博委員長 松田課長。

○松田警防第2課長 化学災害についての質問にお答えいたします。

市内には、化学薬品や危険物を貯蔵している企業が多くございます。まず、企業内で安全管理はしっかりと行っていることとは思いますが、化学薬品漏えい事故や危険物漏えい事故等の方が一の事故に備えまして配備しておかなければならないと考えております。

本市では、危険物施設火災防ぎょ原則がございまして、危険物施設等の事故におきましては、人命救助を最優先とし、周りへの被害の拡大防止及び有害ガスの発生等による二次災害の防止が最大の任務となっているところでございます。もし、本市の消防力だけでは対応できない災害であると判断した場合には、消防相互応援協定並びに府下広域消防応援協定等に基づいて応援要請を行うこととなっております。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 投票所の削減の意味合い、考え方というご質問につきましてご答弁させていただきます。

投票所につきましては、従前から、投

票をしていても、管理者、立会人、そして選挙の事務をやります従事者、これの人数を見まして、投票所が狭いということで、内容を見られているような気がするというようなお話を受けておまして、また、なおかつ集会所を投票所に行っている場合が多いんですけれども、そこに対して、施設がかなり古いというところもございまして、スロープをかけるようにはしておるんですが、やはりスロープの勾配がきつかったり、天井が低かったりというところで、高齢者の方が車を引いて上がるというときに、ちょっと上がり切れないと、またスロープについてはやっぱり滑りどめということもございまして、スロープに対して横にめじをはわすようなこととしておるんですが、そのめじを上がり切ることができないというような、いろいろなご意見をいただいております。その中で、安全、安心して投票していただくということが、どういうふうな考え方を持って進めていかなければならないかというところを考えておりました。また、高齢化社会を迎えまして、足の不自由な方とか、お年寄りの方が、家族とともども投票に行く場合がございます。その場合について、駐車場の確保、これも一つの要因として考えておりました。

大原則としまして、国の総務省の選挙部長の通知というのがございまして、これにつきましては、遠距離の地区に当たるものは、選挙の投票所から住所までが3キロ以上にあるところについては、投票区の分割を考えなさいという通知が出ております。あわせて、投票所から選挙人の住所までの距離が、2キロメートル以内におさめることが望ましいという通知も出ております。

これを踏まえまして、本市の場合、ど

ういうふうな投票所の状況にあるのかというところで、各投票所からの最遠距離、一番遠いところはどこであるのかというところを調査したところでございまして。それとあわせて、投票区の区域面積がどれぐらいで、有権者がどれぐらいいらっしゃるのかというところを調べて、今回の考え方に基づいたところでございまして。

また、あわせて、何人の方がどういふふうな意見をお持ちになっているかというところがなかなかわからないところでございまして、今回、パブリックコメントで、投票の見直しの案を出させていただきましたが、それと並行して、今回、投票の統合を検討しております三つの投票区の有権者全員の方にアンケートを実施させていただきました。対象者については、4,866人の方につきまして、こちらのほうで郵送させていただき、回答をお願いしているところでございまして。

昨日までの時点で、24.02%、1,169名の方からのご回答を得ております。その中で、特に投票所にかかわるところでございまして、投票の広さ、投票が広がって投票しやすい、車で行けるので投票しやすいというご意見をいただいた方が全体で39.09%、投票所に期日前投票も増設してほしいという意見が21.53%というような結果が出ておまして、この結果を踏まえまして、選挙管理委員会にお諮りし、委員さんのほうで検討いただいて、判断をいただきたいと思っておりますが、こういう数字として信憑性といえますか、答えがでてきましたので、これをもって委員のほうについてもあり方を検討していただきたいと思っております。

それと、今回、先ほど申し上げた、どれぐらい投票所が遠くなるのかというところで、各三つの投票所について、一番

最遠になる地番を探しまして、そこから実際に統合する投票所まで歩くという作業をしております。第4集会所が第二中になりますけれども、ここの部分については徒歩で約10分でございます。それから、37集会所については徒歩で11分でございます。その辺も踏まえまして、実測をもちまして最終的な投票所のあり方を検討していきたい。ただ、広さは確保したいのではございますけれども、投票される方の負担、距離的なもの、それを最大限低いものにおさめたいという考えのもと進めておりまして、そういうところを総合的に勘案して、最終的な結論に至るといような状況でございます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 1点抜けておりました。防災機能を有する体育館について、お答えさせていただきます。

防災機能を有するというところで、通常、市内にある体育館につきましては、避難所の扱いになるということになるんですが、防災機能につきましては、どういうものかということにつきましては、防災備蓄がありますとか、資機材が中に収納されているというイメージでおります。また、周辺施設に余裕等がございましたら、防災の資機材等設置する防災ベンチであるとか、そういうものを設置するような機能が付加されているものだというふうに考えてございます。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、2回目、質問させていただきます。

このDNAを保管されているということで、僕も一遍出てきたときに質問したことがあるんですけど、保管はどのような状況で保管されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、人事の件で、他市では委託

しておるところをまだ職員がやっているということで、具体的にどのような箇所か、それもお聞かせ願いたいと思います。

それと、問題職員に対してなんですけれども、長期の病欠の職員はいてはるんですかね。それもお聞かせ願いたいと思います。

それから、別府のコミュニティセンターです。ちらっとこの前のほかの委員へのご答弁を聞いておりますと、ワークショップで得た意見を十分取り入れることができなかつたようなご答弁をされたように思います。市民のニーズに応えるという形でワークショップをされるということですから、専門的な設計上の問題とか、立地の問題というのは当然あるというふうに思いますけれど、ただ、割合で言うのは何か難しいとは思いますが、例えばワークショップで得た市民のニーズを何割、達成すべき一つのプランニングをするというようなことをしないと、ワークショップの意味がないとは思いますが、その点、どのぐらいの範疇の意見を取り入れたのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、人権啓発推進施策要望事業に関しましては、もうこれでわかりました。

それと、男性相談の件です。女性相談と男性相談は両方とも相談の窓口の回数は月に1回なんですかね。それと、費用面で男女のこれだけ予算の違いがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、女性の人材育成事業の内容です。当然、政府の男女共同参画社会の中で、さまざまな施策をしなければいけないというのはわかるんですけど、人材育成というのは、これは前の決算審査でも私は言わせていただいたんですけど

ど、女性はいろんなことを知らんから教えたろうというような感じの一つの事業に関してやったら、非常にこれは女性に対して失礼なことと違うかというような、私は意識があるんですけど、その点、どのようにお考えか、もう一遍お聞かせ願いたいと思います。

それから、非常に聞くところによりますと、うちの税金の徴収率は高いということで聞いております。当然、それは好ましいことであって、当然、滞納者からしっかりと、これは国民の大きな義務ですから、やっぱり税金を徴収するという、これは憲法にも書いてあるわけですけど、ただ憲法で、基本的人権の尊重ということもやっぱり盛り込まれているわけです。だから、徴収する一つの過程がどういうことかということをお我々としたら、対市民に対してどのような、一つのしっかりとした基本的人権を守りながら徴収しているかということが非常に疑問に思うわけであって、そのことに関してご答弁いただきたいと思います。

それから、投票所の削減、取り組みですけど、ご答弁いただいて、おおむね理解はしたんですけど、ただ、投票所に行かれる方、投票率を見ますと、非常に高齢者の方々の投票率が高い。距離が遠くなる、一応、一つの決まりごとの中ではそういう距離があるんですけど、その間にさまざまなやっぱり障害もあるわけであって、そういう点から考えますと、やっぱり高齢者が今までとは全然違う投票に行くというのは、非常に抵抗があると。そのアンケートに答えられた年齢層は、一体どのぐらいの年齢層かなという疑問もあるわけやし、私の周りの高齢者の方々に聞いたら、投票所が変わったら、私らは選挙に行けませんわというようなお答えが返ってくるんです。それ

と、車で行くと言いますけれど、これ、例えば投票所の一つには学校ということ、学校を利用されるということなんですけれど、学校は基本的に車の乗り入れは控えなあかんというような状況にあるというふうに思います。その中で、ほんなら、みんなが車で行ったらいいやないかというような理屈は成り立てへんというふうに思いますけれど、その点、ご答弁いただきたいというふうに思います。

それから、消防団の自己防衛機材なんですけれど、例えば、手袋の件はよくわかりました。水害になったときに、団員としてさまざまな、火を消すことが消防団員の務めというのはそれはわかっていますけれど、地域から要望されることも多々あるわけです、さまざまな点において。そのときに、消防団員が動くときに、例えば、そういう災害に巻き込まれるということを極力避けていただきたいというふうに思うわけであって、例えば、ライフジャケットじゃないんですけど、そういう点、今研究されるということで、そういう機材に関しての研究を進めるということなんで、その点を十分勘案して、しっかりと研究して、消防団員の意見も聞きながら、想定されるさまざまなことをシミュレーションしながら、今後、やっぱり装備を充実させていただきたい、そのように要望しておきます。

それから、例えば、東南海・南海地震が起きたときに、非常に大阪府下が壊滅的な状況になるときに、福島原発もそうなんですけれど、当然、想定外のことも起きる可能性があるわけです。そうやってきたときに、うちの消防では追いつかへんことが多々あるんですけど、地域住民がその薬品に対しての対応ができない状況の中に、非常に二次災害といえますか、ガス漏れとか、それから爆発とか、

そういう災害が起きる可能性も多々あるわけであって、そういう点、シミュレーションをどのようにされているのか、把握されておられると思うんですけど。企業がどういうふうな薬品とか、化学物質を持っておられるというのは、消防としては当然、定期点検なり、報告なりを受けていると思いますので、その中で、当然大きい企業は、しっかりとしたそういう災害に対しての対応はされていると思うんですけど、想定外というのは当然、今は想定をしたらあかんというのは、この前、片田教授の話の中で、想定をすることが非常に、逆に足かせになるのと違うかというようなご意見もいただいておりますので、そういう点で、非常に我々市民としましたら、そういう化学薬品に対しての無防備といいますか、一切対応の仕方がわからないです。火事やったら消したらいいけれど、ガスやら、そういう地下鉄サリン事件もあったんやけれど、そういうような化学薬品の惨事に対しては無防備なわけであって、そういう点、もう一遍、お答えをお願いしたいと思いますんですけど、よろしく申し上げます。

それから、防災機能を持った総合体育館です。私が代表質問して、将来的に今後できるやろうというふうな感じで、その方向に向けていくというご答弁をいただいた。その総合体育館はまだできていない。だから、そちらがご答弁されるというのは、私もちょっと嫌やなと思ったんですけど、そういう体育館という、例えば、そういうものができるとして、それに向かって検討するということなんで、その体育館の、例えば防災設備という要望は私らがいろいろ出したわけです。当然、行政もこのことは考えてはると思うんですけど、そういう考えてはることはどういうことかということを一遍、お

聞かせ願いたいと言うたわけです。

それから、集会所の件です。費用対効果じゃないんですけど、当然、だんだん人口が減っている自治会の集会所を、これを一つにまとめて、どこかに移して、それなりに統合した集会所をつくらうというようなことやったら、よく話はわかるんですけど、これから人口が増えていくやろうというような地域もあるわけであって、その辺は全体的な流れで、老朽化した集会所を減らそうというような一つの流れがあるわけですけど、やっぱり違うというふうに思うんで、そういう点は、これから伸びていく地域に関しては、しっかりとした集会所をつかって、そこでコミュニケーションを図って、行政との協働を、これをやっていかなあかんわけですから、そういう点、全部削減の意向じゃないというようなご答弁をいただきましたので、しっかりとそういうことを想定しながら、新たにつくるところはつくるというようなことを考えながらやっていただきたい。これも要望にしておきます。

それから、小川駐車場のことです。24時間というて、それなりに周りの人も使う方もおられるということなんですけれど、あれは結局、施設に付随した駐車場ですよ。だから、施設の利用者の利便性を図るための駐車場であって、それを、例えば一律お金をとるとするのは、何か三重どり、納税者ですよ、市民が。その納税者の市民が、その施設を利用する。これも施設使用料を払う。その上、駐車料金まで払うというのは、これは何か、非常に行政としての主旨とはちょっと違うんちゃうかなというような感じがして、何でも指定管理者やからということで、行政が民間に丸投げとは言いませんけれども、任している。最終的に行政

も、ほんなら指定管理者で民間にやってもらうということになってしまうような、もうそれも考えようによってはええかもしれないけれど、ただ、そういうようなことの歯どめをやっぴりある一定かけないかんと。歯どめというたら言葉は悪いんですけど、その辺は行政で、やらなあかんことは行政でしっかりやってもらうことが必要なんであって、その考え方を、僕は小川駐車場に関してはちょっと違うんちゃうかなというふうに思うんですけど、その辺、ご答弁いただきたいと思います。

それから、市営住宅の家賃です。今言うたように、滞納者に関して、やっぱり当然これは公平という観点から考えたら、これはやっぱりしっかりと家賃も払ってもらわなあかんですけど、それは払ってもらわなあかんねんけれど、先ほども言いましたように、基本的人権の尊重というのがあるわけですから、その人をほんなら、丸裸にして追い出すわけにはいかへんわけですから、そういう点はしっかりと考慮しながら対応してもらいたいと思います。

それから、行政の機能的組織運営なんですけれど、これは、私が議員になったときから行革というのはずっと続いておるんです。議員になって、行革、行革。これは、体質的に行政というのは放っておいたら、どんどん膨らんでいく、一つの体質があると思います。これもせなあかん、あれもせなあかん、ほんなら人を増やそうと、これも使わなあかんということなんですけれど、当然、行革を絶えずやっておくということは必要なんですけれど、でも、その財政状況に応じて強弱はつけなあかん。強弱をつけた行革というのをやらなあかんと思うんです。これは、機能的な機構改革によって、機能

的に業務を行うということなんですけれど、これも大分前から言われておることですよ。その行革の一環として、機構改革はさまざまな面でやってきたわけであって、それは一番問題なのが人的な問題が多いんちゃうかなというふうに思うんです。大橋人事課長が一つの研修を進めて、人材育成をやっていかなあかんというご答弁をいただいたと思うんですけど、やっぱり人がそういう意識を持ったことによって機構改革が生きてくるわけです。その辺を、何か機構改革をただやっておいたら、これは行革をやっとなねんというポーズに見えたらあかんわけです。だから、そういう点、もうちょっと具体的に機構改革をやると言うとなんかのやけれど、行政全体がどのような状況で機構改革をやるのか、例えば、一例を挙げてもうても結構ですから、その辺のご答弁をいただきたいと思います。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 2回目のご質問にご答弁申し上げます。

まず、委託先の具体的な業務ということなんですけれども、現在、第5次行革の中で整理を図っておりまして、この場で私の口からということは控えさせていただきたいというふうに思いますので、少しご理解をいただきたいと思います。

それと、長期にわたる休職の職員の状況でございまして、平成25年の状況で、90日以上休職となった職員は、精神的な部分での病気で職員が1名、外科的な疾患での職員が1名と、2名ということになっております。

○野口博委員長 東角部参事。

○東角総務部参事 徴収におきまして、基本的人権を守りながらされるべきではないですかというご質問でございまして、もちろん基本的に人権については、尊重

はもちろんしております。平成18年度から、大阪府の共同徴収が始まりまして、約7年間、大阪府から来られた方のやり方なり、あるいは大阪府下の徴収のやり方なりを教えていただきながら、いろいろなケースがございますので、その個々のケースについてお話は差し控えさせていただきたいと思っております。

ご存じのように、まず基本的には、納税につきましても資産、あるいは収入がある方で、収入がありましたら、前年度に発生したことによりまして、次の年に納付期限までに納めていただくという形になっております。もちろん、滞納された方は、法律上は完納されない場合につきましても、督促を送付して10日を経過しても完納されない場合については、法律上は差し押さえなければならないという厳しい法律になっております。ただ、摂津市の場合は、滞納が発生しても即差し押さえるようなことはもちろんいたしておりませんし、それから、柔軟な対応、できるだけ滞納されている方のご事情を十分にお聞きする中で、ほとんどの方は一時的に確かにお支払いが困難になりますけれども、法律上も規定しておりますような約1年間の、翌年度に発生するまでの状況で大体お支払いいただけるようなケースがほとんどでございます。

よく窓口でトラブルになるようなケースとしましては、何年も滞納をされておられまして、納税の計画を何度もお聞きして、何度も破られまして、「これ以上になりますと、もう差し押さえについてはやむを得ないですよ」というようなお話をさせていただいております。そのような状況が発生した場合について、ご質問のように、例えば各家庭の状況とかいうのはもちろん個々にございますけれども、その場合につきましても、収入な

り、資産なりがあって、完納計画では、例えば追いつかないというようなお話でありますと、一旦、一時的にそのお話をお受けしたりすることはもちろんさせていただいておりますが、ずっとそのままというわけにはやっぱりいきませんので、やむを得ず差し押さえというようなケースになる場合がございます。

今後とも、各家庭のご事情を十分にお聞きする中で、納期内納付をしていただけるようお願いしていきたいと考えております。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 2回目のご質問にお答えさせていただきます。

DNAの保管の状況につきましてご説明させていただきます。先ほど申しましたように、現在、311のサンプルを保管してございます。こちらのほうにつきましても、個人情報の関係が非常に高いということで、市役所内に保管しておりますが、災害時を想定しまして、浸水するよりも上のところに想定して保管してございます。ただ、保管の状況につきましては、詳しく職員のほうにも知らせてございませぬし、どこにあるかということと盗難等あると困りますので、厳重に金庫の中に保管していると、限られた人間しか知らないというような状況で保管してございます。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 アンケートの年齢層、それから学校への車の乗り入れの2点につきましてご答弁させていただきます。

今回のアンケート、先ほど申し上げました、全体で投票しやすいというご意見をいただいたのは39.09%、投票しにくいというのは32.08%でございました。そして、20歳代の投票率の低い方の年齢層でございまして、投票しや

すいとお答えいただいたのが41.33%、しにくいとお答えいただいたのが25.33%、気になります高齢の方でございしますが、60歳代につきましては、投票しやすいというお答えが39.36%、しにくいというお答えは34.96%、70歳代になりますと、投票しやすいというお答えが43.19%、しにくいというのは29.16%。ただ、この数字があるからといって、投票所が遠くなっていいという考えにはなりませんので、やはり期日前も含めた形で補完していかなければならないのであろうというふうには感じております。

次に、学校の車の乗り入れのほうでございしますが、現在、投票所として学校施設をお借りしておりますのは、投票所で9か所、開票所で第三中学をお借りしております。この中で、土の部分というところが第二中学と第三中学でございします。選挙をするたびに、毎回、我々もその材料費として、真砂土とにがりをお借りして、前回の市議選のような大雨の中、あと、やっぱりグラウンドがというところはございします。その後、学校の校務員と連携を図りまして、どのタイミングで真砂土を入れたらいいのか、その後、固めるのにがりを入れたらいいのかというところは、毎回ご相談させていただきながら、教育委員会総務課もあわせて進めておるところでございします。

それから、車の乗り入れというところで、単にそのまま乗り入れということでは危のうございしますので、毎回、警備員を立たせる。それから、自転車置き場の付近にはシルバー人材センターをお願いして、そこも自転車の整理係としてお立ちいただく、そういうような対応をしているところとございします。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、3点、お答えさせていただきます。

まず、コミセンのワークショップの関係ですが、これについては7回開催させていただきましたが、開催した都度、皆さんからいただいた意見をまとめて、前回までのまとめというふうな形で参加者の皆様にご提示して、次のワークショップに臨んでいただいております。その中で、その都度、その都度のワークショップの中では、かなり多くの意見をいただきまして、その中で、前回までのまとめの中で取り入れられなかった意見というふうなものはかなりございしますけれども、最終的に、ワークショップで最終案としてまとめていただいたもの、これにつきましては、基本構想、基本設計の段階ではかなり多くの部分を取り入れられているというふうに思っております。なかなか数字で何割というのは言いにくいところなんですけれども、最終的にワークショップでまとめていただいたものについてはかなり反映できているというふうに思っておりますので、よろしく願います。

それと、そのワークショップの中では、設備の部分ですとか、そういったところもご議論いただいております。こういった設備のところにつきましては、この基本構想、基本設計の段階ではなくて、詳細な実施設計の中で検討していきたいと思っておりますので、まだ取り入れられるのかどうかというのが判断できない部分もございします。

それと、行革の件ですけれども、これにつきましては、委員おっしゃっていただいておりますように、行革を取り組むことが目的ではなくて、あくまでもそういったことを取り組んで、持続可能な行政運営を図っていく、これが目的でございま

す。おっしゃるとおり、強弱をつけて、絶えず行革には取り組んでいく必要があるかどうかと思います。

機能的な組織について、一例を挙げてということでありませけれども、生活困窮者自立支援法ですか、先日、法律が通りまして、この内容につきましては、生活保護になるまでに、そういった生活に困っておられる方の相談でありますとか、就労支援でありますとか、そういったものを実施していく内容になっておりますけれども、そういった相談でありましたら福祉の部門が担当になっておりますし、就労支援ということになりますと産業振興課が今現在担当しております。こういった形で、いろいろな施策、事業が各分野にまたがっている部分はかなり出てきております。そういったところで、一つの組織として大きくやっていくのか、それとも、各担当課がその都度、定期的に会議を開いて調整し、事業を実施していくのか、そういった方法については、各個別の案件について検討して、適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

防災体育館の件についてですけれども、これにつきましても代表質問で市長答弁させていただきましてとおり、まだまだ庁内での検討段階であるということで、防災体育館としてどのようなものがふさわしいか、他市の事例も参考としながら、庁内でまずは検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○野口博委員長 荒井課長。

○荒井人権女性政策課長 2回目のご質問にお答えいたします。

まず、相談の件についてでございますが、男性のための電話相談、月1回、10万8,000円に対して、女性のための相談室の回数、予算についてござい

ますけれども、女性のための相談室では4種類の相談を行っております。一つは面接相談、これが月2回ですが、26年度からは2回追加しまして月4回になります。あと、法律相談、これが月2回、電話相談が週2回だったところ、26年度からは1回減らしまして週に1回、あとはDVホットラインが週1回でございます。そのほか、この4種類以外に、相談室の相談員が受けるケースがございます。女性のための相談事業に関する総予算ですけれども、234万円となっております。

続きまして、女性人材育成事業についてでございます。渡辺委員のご意見、表現を変えますと、女性の中にはたくさん能力を持った方がいるのに、なぜ、この事業を行うのかということのお問いでないかと思っております。

第3期摂津市男女共同参画計画には、政策・方針決定の場への女性の参画促進という目標がございます。これを達成するのに有効な手段として、この講座を行っております。講座でありますので、決して強制ではなく、学びたい人、活動したい人が手を挙げて、この講座を受けに来られるということで、市としてはこういう機会を提供しているということ、市にとっては、そのような方の人材発掘ができる絶好の場所だと考えております。ですので、市にとっても、市民にとってもメリットがあり、市としての目標が達成されるものと考えております。

○野口博委員長 松田課長。

○松田警防第2課長 2回目の質問にお答えいたします。

災害の対応につきましては、化学防護服をその災害の大きさや化学薬品の危険性を勘案し、災害レベルを判定、レベルA、レベルB、レベルCと段階に分けて

職員が対応いたすものでございます。大規模災害におきましては、先ほども申し上げましたように、本市の消防力だけでの対応が困難である場合は、他市の応援をいただかなければなりません。

具体的な取り組みについてであります。先般、市内大手企業において、化学薬品が漏えいし、火災となったと想定。企業の自衛消防隊と消防署が協力し、合同で実践訓練を行ったところでございます。

いずれにしましても、住民の命を最優先に考えなければならないことから、町ごとの避難誘導や広報活動、これが大事となってきます。何とか1人でも多くの市民の命を守れますように、今後もあらゆる災害を想定し、引き続き市内事業所の協力を得ながら、消防・防災訓練を行ってまいりたいと考えております。

○野口博委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 それでは、小川駐車場の件につきましてご答弁させていただきます。

今回、駐車場条例の改正を提案させていただいております。この件について、小川駐車場につきましては民生常任委員会に付託をされて、昨日、ご審査いただいておりますというふうに聞いております。

これにつきまして、今回、小川駐車場、一般300円、障害者100円のところが、最大600円、一般の方です。それから、障害者の方はその半額の300円という、こういう料金体系のご提案でございます。

まずは、一番初めに、委員もおっしゃいましたとおり、これまでの小川駐車場に関する経緯について、少し振り返って押さえておきたいというふうに思います。

これ、私も職員になったときから、小川駐車場につきましては旧福祉会館、そ

れから文化ホール、それから旧婦人労働会館という時代でございましたけれども、ここの附帯駐車場的に使用されて、こちらの会館等を使用された場合につきましては、受付のほうで減免という判こを押されておりました。それを駐車場の方に出すと、300円が全て減免というふうなことで、広くこの会館使用者に利用されておったということは間違いのないことと思います。

それで、平成17年に、福祉会館が耐震性に問題があるということで閉館というふうになりました。その後、福祉会館の代替機能を備えたコミュニティプラザのほうで、平成22年7月1日に開館をいたしております。そのときにあわせて、これは駐車場条例の駐車場ではないんですけども、コミュニティプラザ条例の中で、コミュニティプラザの使用料の一貫といたしまして、駐車場、いわゆる立体駐車場、こちらのほうを1回500円というふうなことで規定をさせていただいて、現在に至っておるということでございます。

このコミプラ駐車場でございますけれども、もともとこちらにつきましては、やはり環境に配慮した南千里丘のまちということで、低炭素のまちづくりということもございましたので、駐車場をどうしようかという話もあったんですけども、やはり一定規模の駐車場はいるであろうというふうなことで、広くお使いいただける、コミプラの関係の方等に使用していただけるような形で、有料ではありますが整備をしたと。

当初は、これにつきましては30分無料という運用をしてきておりましたけれども、これにつきましては、やはり料金の支払いとか、予約でありますとか、短時間の利用というのがありましたので、

施設の利用については減免はないんですけれども、やはり一定、そういう窓口での申請でありますとか、この分については無料の時間帯が必要ということで当初30分、今は60分に拡大がされておると思います。

こういうふうな中で、施設の附帯駐車場が有料となっているのがコミプラだけでございます。我々としましては、やはり駐車場といいますのは、適正な受益者負担ということがきちりと反映したものとしなければならぬのではないかと、いうふうな思いがございました。また、20年、30年前よりも、一時駐車場、いわゆるコインパーキング、これが非常にたくさんできて、この方らとの民業との調整でありますとか、配慮というふうなことも必要になってきておると、こういう環境変化があったというふうに認識をいたしております。

そのような中で、平成22年10月なんですけれども、コミプラの駐車場が一定できてからなんですけれども、小川駐車場の減免規定というように、少し見直しをさせていただきました。どういう見直しかといいますと、以前は、先ほど委員もおっしゃったとおり、施設を利用したら全て減免ということになっておったんですけれども、やはり一定、車での移動ということになりますと、障害者の方に対する配慮ということにつきましては、しっかりしていかなければならないということで、今まで施設の利用者に対して全て減免をしておりましたけれども、ここは適正な受益者負担というふうな考え方のもとで、ただ、そうとはいって、やはり交通弱者である障害者の方に対しては一定配慮をするというふうなことで、この減免のあり方について見直しをして、施設の利用については減免はな

いですが、障害者の方が周辺の男女共同参画センター、文化ホール、保健センター、休日診療所、柳田のテニスコート、三宅柳田多目的ホール、それからコミプラ、教育センターにご用件があられた方、ないしはその障害者の方と同乗されている方の車につきましては減免をするというふうな、そういう障害者という方に配慮した減免ということに改めさせていただきます。

我々としましては、先ほど申し上げましたとおり、駐車場といいますのは、やはり適正な受益者負担という形で運用すべきものというふうに考えておまして、これだけ民間の駐車場がたくさんできている中におきましては、そちらとの調整、配慮ということもございまして、そうとは言いながらも、やはり交通弱者の円滑な交通利用というところにしっかりと配慮をして、障害者の方を中心に減免規定を残しておるといふ現状でございますので、どうかご理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

DNAというのは、これは究極の個人情報です。非常に、その扱いによっては、やっぱりとんでもないことになるようなものでございますし、これは第三者機関じゃないんですけれども、厳重に管理できるような、そういうところに保管を委託するようなことが必要じゃないかというふうに思うんです。行政が、どれだけのさまざまな面で安全というか、そういうものを災害時に紛失するとか、そういうものを確保できるかということは、非常に私も疑問を持つわけであって、DNAを採取する、非常に言葉だけでは簡単そうに見えるけれど、先ほども言いました

ように大変なことですので、その辺を考
えるおつもりはないかどうか、お聞かせ
願いたいと思います。

それから、職員定数の件で委託のそれ
がどういうところかということ、これはちょっ
と言えないということなんで、そういう
ことらしいんですけれど。

問題の職員に関しては、しっかりとそ
ういう形で処分、これは一生懸命やって
おる職員に対しても、非常にやっぱり失
礼なわけですから、その辺はきちっとやっ
ていただくことと、それから病欠の方が
おられるということなんですけれど、こ
れは地方公務員法を読みましたら、市長
が指定した病院の診断書やないとかかん
ということが附則で書いてます。そうい
うことをきちっと守りながら診断書を出
していただいているのか、その辺をお聞
かせ願いたいと思います。

それから、コミュニティセンターなん
ですけれど、総務常任委員協議会のとき
にも私は質問させていただいたんですけ
れど、今回、例のワークショップに業者
を入れておるとのことなんですけれど、
それに対して何でやねんという、私は質
問をさせていただいた。これも費用がか
かるのに、何でそういう業者を呼んでい
るのか。その効果は一体あったのか。そ
れから、今後もそういう形で、ワークショ
ップのときには、例えば、そういう箱物
をつくるときには業者を呼んでくるのか。
そういうことをお聞かせ願いたいと思
います。

それから、男女共同ということを考え
ますと、男性相談、ことしは初めての試
みでやっていただくというのはわかるん
ですけれど、前回の決算審査のときにも
言いましたように、自殺者の80%は男
性ですよね。それから、ホームレスの九
十六、九十七%は男性です。男性も大き

な悩みを持って、そういう悶々とした生
活を送っている方々もたくさんおられる
ということで質問もしましたし、それか
ら、荒井課長、データとして私、いただ
きましたよね。それを見ても明らかにそ
うなっておるわけで、それと男女共同参
画、男女平等と言いながら、予算配分と
か、相談の回数がこれだけ違うという、
それは男性に対しての差別と違いますか。
そういう点、お聞かせ願いたいと思いま
す。

それから、女性人材育成。これも男性
の人材発掘ということもしてもらわな
あかんと思いますし、やっぱり第一線で
すばらしく活躍されておった方が退職さ
れて、そういう方々は非常に能力が高い
男性もたくさんおられるわけであって、
そういう形で新たな人材発掘ということ
もされるべきやと思いますし、そうい
うことを新たな一つの養成セミナーも、男
性に向けても必要やと思います。その点
どういうふうにお考えか、お聞かせ願
いたいと思います。

それから、税の徴収率ですけれど、一
応、プロセスを東角参事からご説明い
ただきましたけれど、ただ、いろんな方々
からいろんなことを聞いておりますと、
その徴収の仕方が非常に荒っぽいんちゃ
うかというような声を聞くんです。今は、
徴収できていないかもしれないけれど、
過去において、税金滞納者がやっぱり市
民税を払っていたこともあったんじゃない
かというふうに思いますし、やっぱり
いろんな局面において、そのような状態
に陥った方に対して、やっぱりこれ、闇
金融の取り立てやったら別やけれど、やっ
ぱり行政として品格を持った対応という
のは当然してもらわなくてはならないと
いうふうに思います。だから、当然、徴
収率を上げるというのは、これはやっぱ

りぜひともやってもらわなあかんことなんやけれど、行政ですから、その辺の品格を失うようなことであってはならないと思いますし、それからそれに対応する職員自体が、その辺に対して、非常に心の面で傷んでいないか、そういうことも非常に僕は危惧されるわけですけど、その点、もう一遍、ご答弁いただきたいと思います。

それから、投票所の件ですけど、これから若い人の投票率も上げなあかんということを言われていますので、発言に十分留意して、当然、おっしゃりたいことはよくわかります。ただ、今言うたように、データとして出ておるけれど、実際、私らの周りとしたら、出していない方もおられる。出してやと言うんですけど、やっぱりそういう点で、非常に投票所が変わるということは、もう高齢の方の話を聞きますと、毎日の一つのセットになった生活をずっとやってはるわけです。朝何時に起きて、何時に食事して、買い物はどこ、その中で、やっぱり投票所が、あくまでも今行っている投票所がセットの中に組み込まれている中で、実際にそれが変わったということになってきたら、それに対しての対応が非常に危惧されるというような、私は行かれないわというようなお声を聞くわけです。そういう点も踏まえて、特に我々議員というのは、投票所の位置づけというのは非常に高うございまして、非常にデリケートな問題なんで、そういう点はしっかりと議論していただいて、結論を導いていただきたいと、これも要望にしておきます。

それから、投票率が上がるということが、一番のあなた方の大きな一つの課題ですよ。それで、過去において、この資料を見ますと、いろいろ統合とかされ

ていますよね。それによって、その投票所の箇所が違ったから非常に具体的なものは出しにくいかもしれんけれど、投票率が上がったのかということ、それも答弁いただきたいと思うんです。過去において、これだけさまざまな面で平成10年からの資料がありますけれど、それによって全体的にその地域の投票率が上がったのか。投票率があなた方の命ですから、その辺お答え願いたいと思います。

それから、企業の化学薬品のことなんですけれど、シミュレーションをやっていたきたいと思います。例えば、新幹線沿いで今から十何年前かな、具体的に企業名は言いませんけれども火災があったでしょう。あのとき日ごろ火事で、私は団員で行ったんですけども、におったことがないようなにおいがたくさんしたわけです。これは近づかないでくださいという形で、我々団員が装備を持っていないわけですから、当然消防職員がそれ用の防護服を着ながら化学薬品、泡をばっとまいてやってはったんですけども、あの異様な燃え方、異様なにおい、それが我々が近づけなかったというような状況というのは、これはもし震災が起きたときに、そういう化学薬品の事故によって、ああいう状況が各市内にある企業で起こる可能性が大なんですね。そのときに何が燃えているのか、どういうことなのかということ、地域の人ほとんど知らない状況です。例えば避難せなあかんに、皆火事やからといって皆そこへ火事現場へ行こうとする、しかしその化学薬品がそこで燃えたり、また流出した。そこでサリンとは言いませんけれども、毒性のある一つのものがあった場合に、やっぱりそれに巻き込まれるという市民も多々おられると思います。そういうことに対して、どういうふうな防御を

していくのかということをお聞きしたいのです。そのことをお答え願いたいと思うんですけどもね。

それから次に、総合体育館の防災設備、あれもまだ架空の段階ですから、一応そういう体育館、またよろしくお願ひしたいと思います。これは要望にしておきます。

それから、小川駐車場の件ですけれども、山口次長、受益者負担と言うけれども、例えば、税金を払ってもらって、市民が建てた施設ですやん。そこで施設使用料を払いますよね。その上、その駐車場を受益者負担というより、その施設を利用する方に対して、当然その利便性を図るという基本的な理念があるわけです。そこから障害者の方々には当然そうなんですけれども、そこから新たにお金を取るというような考え方というのは、これ行革の一端と考えたら、これは行政改革なので、行政が改革するのであって、これは市民改革じゃないわけです。行政が金ないから市民から取ったらいいという発想ね、それはおかしいわ。そらきっちりした税率で税金を納めてもらわなあかん、それは当然ですよね。ただ不足分を補うために金を取ったらいいという考え方というのは、あくまでも行革というのはね、指定管理者にしてさまざまな面でその市の一つのことを民間に委託して費用面に対してもさまざまに削減していきこうという考え方で、指定管理者制度というのは、これから進んでいくわけですけれども、発想が全然違うんちゃうかなというふうに私は思うわけです。あくまでも利用者に対しては、その施設を利用するわけですから、減免というか、免除というか、そういう措置をとってもらうのは当然であって、その点の考え方が私は納得できないんですけれども、受益者負

担という。もう一度お考えを聞きたいと思います。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 3回目のご質問に対して、ご答弁させていただきます。

DNAの保管についての外部への委託を検討するかどうかというお考えについてお答えさせていただきます。

委員おっしゃるようにDNAにつきましても、非常に個人情報が高い個人情報だというふうに認識を持っております。また採取をされた方のうちにもDNA鑑定の保管の状況について思いがあるというふうにも考えております。

現在、311という検体を市のほうで保管して、我々にとっては厳重に保管をしているというふうに思っているんですが、DNA鑑定を平成23年度にやったときにもいろんな企業から、外で保管するという方法もございますという提案を受けておりました。距離的な問題であるとか、今の保管数の問題がありましたのでお断りをした状況でありましたが、今後保管数をふやしていくであるとか、市役所で保管し切れないとか、そういう状況が今後ふやしていく中であると思っておりますので、その中で外部への委託等も検討してまいりたいというふうに考えております。

○野口博委員長 東角参事。

○東角総務部参事 摂津市の差し押さえの件数につきましても、平成23年度から平成24年度に減ってきているということもありますなか、徴収率も徐々に上げていっているような状況でございまして、できる限り親切丁寧な対応を心がけているところでございますが、渡辺委員おっしゃいますように滞納者との行き違いというようなこともあろうかと思っております。今後につきましても、十分に滞納者

の状況をよくお聞きする中でできる限り、親切丁寧な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 3回目のご質問にご答弁申し上げます。

地公法上の医師2名の指定ということで委員さんおっしゃっていただいた部分につきましては、恐らく分限処分上で休職を打つ場合の医師2名の指定ということの部分であると思います。本市の条例上でもきちんと明記しておりますし、今回定めます指針の中でもその部分についてはきちんと明記しておりますので、それによって適切に対応してまいりたいと考えております。

通常の休職処分の部分につきましても、基本的には職員の病気の状況を一番理解している主治医、それと本市には産業医がおられますので産業医のほうにも確認をして適切に対応しているということでもよろしく願いいたします。

○野口博委員長 荒井課長。

○荒井人権女性政策課長 それでは、3回目のご質問についてお答えいたします。

まず相談の件についてでございますが、先ほど渡辺委員がおっしゃったように社会背景については認識をしております。また、今年度初めて取り組むということに対する理解はいただいていると思います。

平成が始まったころの25年前、男女共同参画センターの前身であります婦人労働会館で行われていた相談について調べてみましたところ、電話相談月1回、大体二、三件程度の利用であったと思います。この25年をかけて市民ニーズを踏まえて相談の種類をふやし、今では総件数500件に迫る勢いで多くの女性がこの間救われてきたと考えております。

我々も決して男性に対する相談が今の時点で十分ではないということの思いはあります。しかし、10年後、20年後の男女共同参画のことを考えると渡辺委員のご質問が非常に大きな意味を持つと、ここがスタートラインだと思っておりますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

もう一点、女性の人材育成事業ということでございますけれども、男性の人材育成について、他課で教育部門であるとか、福祉部門でそれぞれの人材育成が行われていると思います。あくまでも人権女性政策課としましては、男女共同参画計画の政策・方針決定の場への女性の参画促進という点で講座を行っていききたいと考えております。しかし、別の視点で計画の中には男女がともに子育てや介護を担えるような支援の充実という目標がございます。これについて例を挙げますと、平成25年度男女共同参画センターにおきまして、男性のための介護講座を行いましたところ、定員をオーバーする盛況ぶりで非常に好評でございました。ここに男性のニーズがあったのかと新たに発見した思いでございました。このように男性がどんなニーズを持っているかということをしかりと把握しながら講座運営を行っていききたいと思っております。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、私のほうからワークショップに関することについてお答えいたします。

このワークショップにつきましては、月1回のペースで行ったわけですが、ここで業者が入っていただきまして、まず業者のほうには、各テーブルでいろいろ参加者の方、ご議論いただく際のテーブルマネージャーとして入っていただいて

おりました。一つのテーブルの中に多くの参加者が入りますとなかなかそれぞれの方のご意見が言えないということもありますので、各テーブルなるべく少ない人数で、10名を切る程度の人数で一つのテーブルを構成させていただいたところでは、大体そのワークショップごとによって数は違いましたけれども、4つから多いときは5つ、6つのテーブルでテーブルワークを行いました。そのためテーブルマネジャーとしてかなり多くの人数を要したところですが、業者が入っていただいたことによって、それだけの人員が確保できたというところがございます。

それともう一点、一番大きなところなんですけれども、このワークショップ、それぞれ開催したごとにワークショップニュースというものを発行させていただきまして、次回のワークショップの前に別府校区の自治会の方に回覧していただいて、それまでのワークショップの流れを把握していただいたところです。このワークショップニュースには、そのワークショップでいただいた意見をまとめた上、そのニュースを発行させていただいたんですけれども、そこでは要点録とともに参加者の方からいただいた意見をまとめた簡略した図面も掲載させていただきまして、皆様の意見をまとめると今現在の施設の姿としては、こういうふうな姿になりますというところも掲載させていただいております。やはりワークショップニュース、次回のワークショップまでに自治会の方に見ていただくためになかなか作成に要する期間、大体2週間程度しかとれなかったんですけれども、そういった短期間で図面もまとめ、意見もまとめというふうなことをさせていただ

たんですが、やはりそこに業者が直接入っていただいて、テーブルワークに直接参加していただいて建築家としての目で参加者の意見をお伺いして図面に落とす。それをワークショップニュースとして配布していただくというふうなところで、かなりタイトなスケジュール、業者が入っていただいたことによって、こなせていたのかなというふうに思っております。

また、今後のワークショップについて、そういった形で業者が入っていくのかについてなんですけれども、これについてはそれぞれ施設のワークショップを開催するに当たって、各施設をどのようにしていくのかというところをまず踏まえて、業者が入るべきなのかどうか、そういったところを検討する必要があるのかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○野口博委員長 樋上次長。

○樋上消防本部次長 3回目の質問にお答えします。

災害にシミュレーションということですが、事業所のご理解、ご協力を得まして、情報共有をしながら、想定訓練、また危険性のシミュレーション訓練を行っているところでございますが、大災害になりますとやはり大きな場所が必要となります。これにつきましては、職員は学校等で各部署によって教養等も受けております。それを生かして企業のほうに持って行って大きく訓練をやりたいと、そういうふうに考えておりますし、ことしになりまして、化学災害ではありませんが、大震災訓練ということで高槻市のほうでされております。全市を災害地点としまして、そういう訓練も行っております。また、これからも来年になりますけれども、三島地区の訓練、それは三島地区の消防全部が集まって総

合演習もされます。そういう場において、積極的に本市も入っていき、災害に対応していきたいと思えます。

それで、まず市民の生命身体が一番大事だということで、確かに今までもガス漏れがありました。そのときは救急車、ポンプ車等におきまして広報活動を行っております。これは毒性ガスですので、窓等は閉めて外には出ないようにしてくださいという広報も行ってあります。

○野口博委員長 総務部長。

○有山総務部長 そうしたら徴収の仕方ということで、この分について多少補足をさせていただきたいと思えます。

委員おっしゃるとおり品格を失ってはいないかということでございましたが、滞納者の実態を把握するということが滞納処分をする上において、事前に知り、やっておく必要があるというふうに感じております。その実態把握が若干制度的に抜かっている部分があるのではないかというふうなことを思っております。したがって、滞納者の生活実態を把握をするという努力をさせていただきたいと思えます。

それから対応する職員のほうが心の面でまいてはいないかということでございました。私ども行政のほうは市民サービスということで、福祉なり、教育なり、そういうジャンルはそうなんです、納税、この徴収という部門につきましては他課と違って公権力の行使ということでかなり職員にあつれきがかかっているというふうに思っております。直接市民と接するということで実態として徴収、お金をいただくという作業でございますので、公権力の行使に当たっての心、それからまた滞納者といえども市民でございます、実際のところは私どもが行政のサービスをしていると同様に対応すべき

部分もございます。こういった対応につきましては、納税の職員の対応として親切丁寧にといいことで今までも指導してきております。今後につきましても、こういう公権力の行使をする部分なので、余計にその部分について市民から誤解のないようにということのをこれからはしっかりと指導していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 先ほど委員からご質問いただきました投票所統合後の投票率がどんなふうに移しているのかというところでございまして、現在、それぞれについての率をデータとして持ち合わせておらないんですけれども、一例といたしまして、千里丘小学校ですね、従前の味舌上集会所を千里丘小学校に統合した経緯がございまして、その中で、これはちょっとそのときそのときの選挙の度合いによって全体の投票率が違いますので、違う選挙を比較するというのはなかなか難しいんですけれども、味舌上公民館を千里丘小学校に統合した直後の衆議院の総選挙がございました。そのときの千里丘小学校統合後の千里丘小学校の投票率が小選挙区で49.13%でございました。このときの全体の投票率が投票だけの部分については40.37%という平均でございましたので、この資料だけではございまして、それが非常に悪いふうに影響したというデータではないように思えます。今後、こういうような皆さんにお願いをする場合に当たりまして、その後の後追い調査ですね、投票後どうなっていたかというのもデータとして整理していきたいと思えます。

○野口博委員長 ちょっと数字も含めて出していただけますか。

○松方総務課長 衆議院の総選挙の摂津

市の投票率については54.80%でございます。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩)

(午前11時51分 再開)

○野口博委員長 再開します。

市長公室長、答弁を求めます。

○乾市長公室長 渡辺委員の指定管理者についてのご質問にお答えしたいと思います。

私ども指定管理者につきましては、指定管理者の導入に関する指針にも載せているところでございますけれども、制度の、要は施設が効果的に効率的に運営されるために市民サービスの内容の維持・向上が図られ、かつ経費の節減等が見込まれる場合に積極的に、この指定管理者の制度を活用するというようにしております。

そうしたらどのように管理するのかということにつきましては、原課と指定管理者との間で協定書を交わして、どのように管理するか詳細を決めていきます。当然その使用料につきましても原課がイニシアチブをもって指定管理者に丸投げするようなことなく、決めていくべきものであるというふうに考えております。

先ほど山口次長のほうから受益者負担のことについて申しておりました。受益者負担につきましては、私ども行革担当もしている部署といたしましては、それぞれの施設の性格等も踏まえた上で受益者負担の適正化をやっぱり図る。これは市としての大きな課題であるというふうに思っております。

委員ご指摘の小川駐車場のことなんですけれども、小川駐車場につきまして、これまで無料化の部分もたくさんあったわけでございますけれども、そのことについて全面的に有料化するとか、そういっ

たことにつきましては原課がしっかり責任を持って説明すべきあるというふうに思っております。

また、今回条例で提案しているのであれば、その提案内容を十分説明して、それを審査される委員会のほうで、その有料、無料の可否といいますか、それを判断していただきたいというふうに私どもとしては考えているところでございます。

○野口博委員長 そうしたら、答弁できますか。

松方課長。

○松方総務課長 先ほど例として挙げさせていただきました平成24年の衆議院の総選挙の部分で、全体の摂津市の投票率が54.80%でございました。当日の投票所の平均投票率が47.14%でございました。その中で統合後の最初の千里丘小学校の投票率が49.13%でございました。これだけではございますが、ほかの部分については整理させていただきますが、この一例を見ますと統合後の影響はなかったのかなというふうに考えております。

○野口博委員長 一回きちっと数字を出してください。

暫時休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午後0時57分 再開)

○野口博委員長 再開します。

総務部長より発言を求めているので許可します。

○有山総務部長 私の答弁の中で「滞納者であっても市民」というような表現があったかと思えます。この部分について、まずおわびをいたします。多分に舌足らず、言葉足らずでございました。市民の方が税金を残されていて、納税相談に来られる、こういう市民の方に対して、税金が残っているということで非常に敷居

が高い中、役所のほうに納税相談に来られるということで、そこにそういう市民に対しては親切丁寧に対応するように常に指導しているところでございます。このように申したかったのでございまして、そのように訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 まずDNAの件です。何遍も言うけれども究極のこれは個人情報ですので、その保管に関してはより厳重に、今言った民間のそういう施設があるんだったら、そういうことも踏まえながら考慮していただきたいと、これは要望しておきます。

それから職員のことですけれども、今後のこともあるので、その問題の職員に対して、やっぱり何回も言うようですけれども必罰というのは必ず要るわけであって、そのことに関してはどういうふうな対応を、もっと具体的な対応をされるのか。これはもう大橋課長と違って副市長にお答えを言っていたらいいと思います。

それと今言ったように病欠の場合の病院ですけれども、私、地公法を調べたときに確かそういう分かれ目じゃなくて、とりあえず診断書は全て地公法上は市長が定めた病院で診断書をもらいなさいというふうに書いてあったと思うんですけれども、一遍それはその条例をコピーしていただいて資料としていただきたいと思いますので、これはもうそれで結構です。

それからコミュニティセンターの問題ですけれども、これは後々管轄は、市民活動支援課になるとわかりました。一応そういう形で業者が入って、直接具体的に市民要望から、その建物の図面を書いてそういう形で具体的に大き目になった

ということかもしれないけれども、ある一方のお声を聞いておりますと、そのコンサルタント的な会社に、摂津市に頻繁に来られている大学の先生が入って、そういう関係の下で一つの話ができ上がった中でのワークショップと違うかというような、そういう意見があるわけであって、ほんなら単にそのワークショップはガス抜きかということになるわけで、そういう危惧を僕はある人からの意見として承っているわけです。だからそういう点、当然まちづくりやから専門的な方のさまざまな建物に関してもいろんな意見を取り入れて、それが摂津市にマッチするんだったら、それを反映するというような考え方は決して悪くないと思いますけれども、ただそういうことを言われる危惧があるということをも十分認識してもらわなアカン。前回、私が協議会で質問をしたときも、結局その関係の、例えばワークショップに入っているコンサルティング的な方々が基本設計まで携わって行って、ずっとそういう形の今後もずっと建物ができるまでに何らかの業者として入り込むような状況、そういうことは決してよくないんじゃないかということで指摘して、その辺は何か個人的に説明を受けた中でそういうことはございませんというようなことなんですけれども、そういう点の誤解を受ける可能性があるから、十分それはやっぱり考慮していただきたいと思うんですよ。その点について、もう一言ご答弁いただきたいと思うんですけれども。

それから男女共同参画推進事業です。今の若い世代は我々が思っているような世代じゃなくて、もう男女共同参画は我々以上に考え方が進んでいるということを一遍お話ししましたね。私自分の大学の応援団のホームページを見ておったら

「押忍」って書いてあるわけです。我々は全学応援団でありますとずっと書いてあるんです。最後を見たら団長は女性ですね。もう僕らの世界で応援団の団長、ここの市長も応援団長やったですけども、もう女子が団長をやるということは考えられへんようなことですので、ええっと思ったわけです。学校に確認の電話をしたら、そうですと言われたんです。そんな時代に今若い世代がなっているわけであって、だから殊さら女性がというような時代じゃなくて、ごくごく自然な範疇で今の若い世代が動いているということなんです。

例えば、先日大橋課長がちょっとご答弁されておった女性の管理職というのがありましたけれども、よく3割女性の管理職にするとか、例えばフィフティー・フィフティーで男性、女性の管理職を増やすとかということをよく言われていますけれども、でも管理職というのは、やっぱり上に立つ人ですので、やっぱり能力が重点的に置かれるわけですね。能力中心にやらんと部下がかわいそうですやん。これね、アメリカのテレビ番組でホワイトハウスというBSでやっておった番組が僕は好きでよく見ておったんですけども、あの中でもアメリカがそういうことで弊害があるというような女性の報道官の話があったんです。だから、殊さら女性、女性ということを前面に出すことが逆に言うたら次の世代の時代にはマッチしてないような感じがしてしょうがないんですね。ご答弁の中で、10年後はそういうことになるやろうと、私が思っているような時代になるやろうと言っていただきまして本当にありがたいんですけども、そんな時代であって、今言うたように、この男女平等というふうに言うんやったら、やっぱり男性相談、女性

相談を平等に扱うべきやし、今言うたようにPRをしていたんやから男の人も相談しようとしても相談できないわけですね、今回初めての試みということなんですけれども。当然悩みを持った特に若い世代の人なんかはいろんなことで悶々した日々、ずっと続いておった不景気、ちょっと今景気がよくなっていると言われていながらもさまざまな問題を抱えている男性の方も多いと思います。だから、女性に手厚くすることが、その男女共同参画社会なのかということになったら違うわけでしょう。それが偏っていないかということをお私に言いたいわけです何かアンケートをしたら日本人の65%は生まれ変わるんやったら、また女性になりたいという一つのアンケートに出ているということなので、そういうような一つの中でやっぱり男女がともに尊重し合っ、ともにいろんな面でのさまざまな問題をお互いに分かち合おうということで、そういうことを目指しているのが男女共同参画社会だと思っております。その点のバランスをどのようにお考えか、その辺のご答弁をもう一度お願いしたいと思います。

それから徴収率向上に向けてですけども、総務部長からご答弁いただきました。これは原則当然、滞納者に対してはやっぱり徴収をせなあかん。これはもう当然の話だと。この国の根本をなすことなので、これは当然やと思います。ただ、何回も言うようですけども、やっぱり行政マンというのは絶えず品性というのはつきまってくるわけです。闇の金融屋の取り立てじゃないわけですから、その辺のことを維持しながら、これは非常に難しいかもしれないですけども、そういうことをしっかりと、やっぱりそのチーム、そのチームがそこでいろんな議論をして、いろんなアイデアを浮かべさ

せながらやっていくということをしていかなあかんのですけれども、そういうことが非常に欠落したような状況になっているのと違うかなというような私は危惧を感じたから、今回質問させていただいたんです。だから、当然責任者の方の思い入れというのはわかりますけれども、その辺の自分の置かれている立場ということをよく考えながら、お仕事をさせていただきたい。今言ったように基本的人権は尊重せなあかんというのは、これは基本中の基本ですから、憲法に保障されている。そういう点を強く要望しておきたいと思います。

投票所の件ですけれども、また資料をくださいね。これ以上私も言いませんけれども、あなた方が思われている以上に投票所を変えるというのは、いろんなことを議論されていると思うんですけれども、意識的な問題というのはなかなか払拭できないんですよ、意識の中にあるね。自分のそのパターンといいますか、それはなかなか難しいものがあるって、一緒にこうやからこうやからこうしますでは、うちの母親なんかは、違うメーカーのしょうゆの味が変わったらもう、これはあかんと言います。もうそういう意識の中にあるんやろね。だから、そういうものが非常にあるということ、これも一つ頭の片隅に置いておいていただいて議論していただきたい。これも要望しておきます。

それから企業の件ですけれども、一番問題なのが地域住民がその全くそこの化学薬品を置いてある会社のどういうような作用で、どういうことになるということとはわからんわけであって、だからその辺がね、例えば自治会の地域の代表の方々に対して、ある程度の説明があったり、その会社の防災の一つの訓練のときに、

その地域の方々と一緒にやっぱりそういう訓練に参加するとか、そういう必要があるんじゃないかと思うんです。今言ったように二次災害や三次災害が起きるといのは、当然それに対しての無防備な一つの状況の中で起きるわけで、あそこへ行ったら危ないでということがわからんから助けに行って二次災害、三次災害になるわけです。だから、それはそこへ行ったらあかんという、そこへ行ったらこういうことになるということが地域の方々に周知徹底することが災害を防ぐということになるんです。だから、当然企業ですから、企業秘密というのがあるのはわかりますけれども、ただ、そういう薬品がここにあるよということを前に僕は決算審査のときに言わせてもらったけれども、ある一定の地域の方々には説明することが必要な違うかなと思います。それはできませんじゃなくて、人間の命ですから、その辺ご答弁をお願いしたいと思います。

小川駐車場の件で、細かいことはそれは民生常任委員会がやることですから、私がどうこう言えませんが、さっき言うておったんですけれどもね、例えばこれ市民の社会を明るくする運動。皆さん来てくださって言うて文化ホールに集まりはりますよね。それから交通安全大会とか、さまざまな行政の催し物があるわけでしょう。そのときに市民を集めてきて、はい、お金くださいと言ってね、駐車料金をいただきますよというのは、そんなような一つの発想というのはよくないのと違うかなということなんです。市から言われたから私ら行くという人も多々おられます。例えばPTAとか、私はこども会の顧問をやっていますけれども、動員とかいろいろかかったりするというお話を聞きますわ。そういう方々

が行って行政の一つの何らかの形で行政の催し物に参加し、そして行政を支えて行こうという方々がおって、それが例えば文化ホールなりさまざまな施設で行われるわけですね。そういう市民の方々も、ほんなら一律いただきますよと言ってね。だからそういうような、例えば対市民に対しての発想が間違っているん違うかなというように私は感じるんです。そういう点をお答えをお願いしたいと思います。

○野口博委員長 そうしたら幾つかまとめて、副市長に後からご答弁いただきますけれども、その前に荒井課長いけますか。

荒井課長。

○荒井人権女性政策課長 それでは、4回目のご質問にお答えしたいと思います。

まず国の動きとして1999年に男女共同参画社会基本法が施行されました。このときに初めて男女共同参画という言葉が出てきたかと思います。それまでの国の動きは、女性の人権問題の解決であったと思います。この流れを受けて、大阪府や市町村は、これまで政策を打ってきたわけなんですけれども、やはり社会情勢が世界で見てもまだまだ男性を1と考えると女性と格差があるということは事実としてあります。渡辺委員おっしゃったように、本当に自然な形で若い人たちが助け合っている姿を見て、これが自然にこういうふうになってきたかということなんですけれども、それはやっぱり法とか制度とか教育とか少しずつ国や府や市町村が努力してきた結果がこういうふうな自然な形で出てきたと思うと、やはり私たちは今の摂津市の第3期の男女共同参画計画をきちんと推進していかなければならないというふうに考えています。少なくとも平成33年度が目標年次となっ

ておりますので、大きなことがあれば見直しもいたしますけれども、おおむねこの方向でいきたいと考えております。

○野口博委員長 消防長。

○熊野消防長 それでは、渡辺委員のご質問の化学工場の件に関してお答えいたします。

まず災害が起きましたら、当然安全が第一であります。市民もしくは消火に当たる消防団員、消防職員もまずは安全第一であります。そしてそれなりの装備をして、それなりの対処をするというのが化学災害であれ大規模災害のときの対応であります。ですから装備もなしに、そこへ行くということは消防職員、消防団員もそれはしっかりと装備をしてから、身の安全を確保した上で対処するということが大前提であります。そして、住民の方には避難誘導、これこれこういうガスがあって、漏れていますから開けないでください、逃げてくださいという、そういう避難誘導は率先してやるのは当然の一番最初の安全であります。

最後の質問の企業の中のその取り扱いの化学薬品については、消防の危険物の危険物施設であれば、高圧ガス施設であれば、許可している施設であればわかりますが、そのガスなり化学物質なりで許可施設でないものについては、どういうものを扱っているかというのは許可でなければ私らも把握していないのが現状であります。しかしながら、今企業におきましては、地域貢献活動、そういう事業の中で工場敷地内の見学であるとか、地域住民との触れ合いのところでさまざまなことをしております。消防のほうからそのガスがどういうものをつくっているということは言えないとは思いますが、企業のほうからのアプローチで各自治会やそういう近所の方にご説明なり、地域

貢献活動の中で今後いろいろ地域とコミュニケーションをとっている会社も多くございますので、今後はそういう中で徐々に住民と企業と歩みながら共栄共存しながらという形になろうかと思いますが、万が一の災害が起きた場合には事業者も当然、消防も当然、市も当然、そしてまた警察、大阪府、関係団体が皆動いて、その安全第一として対処していくというところが防災計画にも載っておりますので、その辺のところで企業と住民の方のコンセンサスを得ながら共存共栄していった、その中でいろいろなことがわかるというのが一番いいのかなと考えております。

○野口博委員長　そうしたら職員問題、別府コミセンと、それと駐車場問題、まとめて副市長からご答弁お願いいたします。

○小野副市長　1点目の言われる問題職員ということでご提起でございます。

私の把握としては、その問題職員というのは副市長として思うのは配置困難、異動困難の職員というふうに捉まえております。毎日のように部長等が参ります。そういうところの中で907人おったのが先ほど言いましたように今現在六百数十名に減っていると。1としての戦力がすごい形になっています。部長から何とかしてほしい、どういうことだと言うてよく話をします。これは現実の問題であります。それが病気であったり、それから病気が治ったときにまた再発というような診断書が出てきたとき、それから問題をミスして、そのミスが本人がなかなか理解しがたいという形、ミスをしてしまいますと後追いの仕事でチェックしなければならぬというようなこと等々があります。それで私はこのことについては見過ごしができない、各部各課もそれ

なりにきちっとその職員を指導しております。しかし体系的にできていないところがあります。誰も私思うんですが、部課長がそう嫌事を言いたくないと思うんです。聞かされる職員もおもしろくない。言うほうもつらいということがあると思います。ただ考えてみますと、これが一企業の自分の商店ならその社員をほっておくかとなれば、そうはならないのではないかというふうにもいつもっております。

したがって、大橋課長も若干言いかけてましたが、この人事が把握している、そういう一が一として稼働ができていない職員、また原部原課が見ている職員を一遍把握をすること。把握をした上で一定の統一書式でどういう指導をしたのか、それからその職員がどういう対応をしたのかということをきちっと記録に残してやるべきだという形を思っております。それで何もこれは地方公務員法28条で、職務にたえない場合は、これは分限免職であります。非行があったとしたら地公法29条で戒告から免職まであります。それをやるためのものでございませんでして、そういう指導をすることによって、必ず私はよみがえる職員がおるというふうに思います。なぜなら一定の採用試験で、一定の能力、資格を判定して入ってきているわけですから、そこに何かその問題が個人的なところにあるかもしれませんし、職場の中にあるかもわかりません。そういったことをきちっと一度把握をして、その職員の意見を聞きながら、言わせて、それで指導をすると。それが積み重なった中で最終的にやむ得ない場合は、やはり地公法28条、29条でもって処置をしなければならないこともあると。それにいたそうとしても一定の指導はしていますが、指導記録が残っていない

いものですから、そこまでなかなかいけないということがあります。したがって、そういうことを担当課も非常にこの点はしんどい仕事なんです。普通に仕事をしてくれたら、きちっと進むやつをまた5時以降にでも呼んで意見を聞いて、嫌事も言い、彼なら彼、彼女のことを聞きながらやりますから、このことをやらないと今言われたように非常に他の職員を見たときに非常に不公平だと、仕事の範囲も含めてですね。そこにあるのが、また勤務評定であり、ボーナスを含めて三好委員も言われたようにボーナスであったり、給与の問題があるんですが、それ以前の問題に、このことはきちっと手をつけないと、これほどまでに職員を絞っておりますので、ここに目をつむるわけにはいかないと思っておりますので、これは4月から動かすと。まず原部原課と人事課と協議した上で、きちっとその辺の対応について一斉に動くと。それで一応1年間の中で必ず私はよみがえる職員がおると思います、そこへ行ったことによって。私は非常に大事なものは、その職員が立ち位置がわからない職員が一番問題職員というふうに思っています。自分が立っている位置がわかっておれば、自分がどこが劣っているのかとわかっておれば、一定の指導ができます。自分ができていると思っている職員、立ち位置がわからない職員、ここをわからせることが私、基本的な指導の根幹と思っておりますので、これを具体的にやってまいりますので、また次回以降のこういう場で、またご指摘なりあれば、私ども考え方もまた言わせていただきますので、よろしく申し上げます。

それからコミュニティセンターの関係なんです、まずワークショップそのものが、私はこれまた議論のあるところな

んですが、いわゆる新しい施設で市民の大きな財産として出てきた。そして集会所とか、それから社会教育施設、公民館等々を全体の地域の活動拠点にするという大きな流れをつくりましたので、多くの市民の意見を聞くべきだと。

したがって、全てに今後の施設でワークショップを開くということには、私自身は考えておりません。それをしなくてもできるものはあると思います。議会と十分議論しながらできるものはたくさんあると思いますので、あれは一つの形がああいう形になりましたから、私はワークショップの形でいこうと言いました。それで、その中で出てきました議論として、渡辺委員が言われておった、そのアドバイザーとともに来られた民間企業の専門的に言いましたその中身であります。それで、この中身は、これ今回の民生常任委員会の初日にこの場面が出ました、どうするんですかと。それで横に部長がおりましたので、私のほうから随意契約で行わないと、入札で行うということで答弁すればいいと。その随契で行うとなれば、理屈はあるんですよ。随契でやるほうがどういう利点があって、安価でというのがあるんですが、それを払拭するにしても非常に、このアドバイザーの、大学の先生に迷惑がかかるかもわからない、不信感を抱くかわからない。したがって、これは随意契約はしないと、入札で行わせていただきますということも答弁いたしておりますので、その形でもって、これから進めていきたいというふうに思っております。

それから小川駐車場の問題は、これも思い出しましたら、南千里丘のまちづくりをしたときに、環境の配慮ということで一切駐車場はつくらないと。ほんならそれでいいんですかと。それでこれをつ

くると。物資の搬入とかいろいろありますから。最低限をつくると。そのときに有料にしないかといった指示をした。そのときに担当は、ほんなら小川はどうされるんですかと、この点はどうなりますかということの議論。その中で基本的にはいろんな多くの人が使っておられるから、確かに言われているその自主事業で来られる方、市がお願いをして来ているイベントといろいろ議論がありました、このときも。しかし、その線引きが非常に、それはできるかということが一つ。そのときにあったのが、ここの駐車場も軒並み茨木市でも高槻市でも有料化しておりました。ここも検討いたしました。しかし、機械化とマンパワーを入れますとかえって費用が高つくということで、ここは一旦今断念いたしました。私どもはもう基本的にはやはり受益者の負担をお願いしたいというのは基本的な考え方です。それで今言われている部分について、具体的にほんなら検討をすぐすれば、どういうことができるのかなと。機械化警備になったときに、これが除外できるかと。あのときも議論がありましたけれども、あのときは福祉会館にあって、免除の印鑑は誰でも押せる状況にあったと、あの受付にあったと。来られた方はみんな押されて持って帰ると、あれはいいのかという議論もあのときあったことも覚えております。それで基本的に私は、やっぱりその受益のある部分については、基本的にはやっぱりそれをお金をもうけるじゃなくて、その部分の負担をお願いをしたい。その財源は、またほかの施策に回すと。

ただし、その言われた受益ということをごをこだわるんだったら、社会を明るくする運動であるとか、市が多くの防犯大会であるとか、それはどうなるんだという

議論は一定私がここに、それでも受益でございましては申し上げることはなかなか難しいと思います。それで具体的にこの中にも、確かに市長が特に認めた場合というのがあります。本当に限られた部分ですけども、渡辺委員が言われているのは自分みずからが向こうに催し物があって、好きだから行くということと、趣味の会等で行くのと、防犯大会とか社会を明るくする運動とか交通安全大会みたいにみんなが集まってもらって、摂津市というまちを明るくしよう、安心なまちにしようということと違うのではないかと言われれば、それは一定の私もここでこうですということの持ち合いはないんです。一度内部としては検討はいたしたいと思います。それでこの問題もきのうの民生常任委員会の二日目に出ていました、この議論が。担当部長が答えておりました。私も横におりましたけれども、その中身はもうここで具体的には申し上げませんので、一度担当部長とも、また政策推進課とも一度そういうことに対して、これでいくと言うんだったら納得いける形がどうお示しできるかということについては、一度内部で議論をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 例の職員の件に関してはよくわかりました。信賞必罰ということですので、これからさっきも言ったように機構改革をしようが何をしようがやっぱり人がそこにしっかりとした意識を持たんことには、やっぱり行革というのは達成できんわけですから、当然その辺り張りをつけていただいて、しっかりと職員対応をしていただきたいと思います。これは要望ということにさせていただきます。

それからコミュニティセンターの件も、

これも副市長からご答弁いただきまして、その辺のこともきちっとされているということなので、私が聞いたいろいろな意見は意見としてよく理解できましたので、それで結構です。

それから例の小川駐車場、これは民生常任委員会所管なんですけれども、一つの行政の姿勢として、やっぱり市民のサービス、市民にやっぱりいろいろな面で尽くしていかなあかん行政として、不足分をほんなら駐車場から金を取ったらいい、市民から金を取ったらいい、受益者負担というのはある程度わかるんですけれども、しかし今言ったような一つの行政主権のさまざまなイベントに対して、ほんなら受益者負担かと言ったら、さっきも副市長がおっしゃったように非常にこれは議論の余地があると言っておられたので、その辺のこともしっかり考慮して対応していただきたい。これは一つの根本的な考え方になると思うんです、市民に対しての。これから指定管理者制度になるときに、十分そういうこともしんしゃくしながらやっぱりやっていただかなくては、何でもかんでも指定管理者にしたら、それはもう任せておくわという感じではあかんわけであって、その辺はしっかりとお願いしたいと思います。

それからこの方法で男女共同参画社会をいくということなんですけれども、しかし、だって費用面でこれだけの差がついて、男女一緒やと言うて、以前に私は一般質問でがんの質問をしました。女性特有に対しての検診を一生懸命やるけれども、ほんなら男性特有のがんはどうなっているのか、前立腺がんの検診はどうなっているのかということで、あのことで結局5年に1回ですか、40歳以上かな、50歳以上かちょっと忘れましてけれども、そのがん検診をやるということなん

ですけれども、しかし本当にまだまだ私はああいうことに対しては言いたいんですけれども場が違うので、ちょっと控えさせていただきますけれども。データと言いますけれども、今現在のデータかということを考えますと、私は非常に疑問を持つわけです。そのデータに基づいてこういうことやから、これは続けていきますということなんですけれども、いつのデータやねんと私は言いたい。これは世の中のすごく、あなたがおっしゃったようにある一定の一つの啓発活動や施策の中で、今の若者たちがそういうふうな意識改革をした。それは僕は、その一つの理屈として成り立ちますけれども、しかし余りにも突出した政策が、例えば今現状の中でそのデータ、いつのデータかわかりませんが、そのデータに基づいてやるということになってきたら、それが例えば10年前に出したデータなのかということになってきたら、今の現実にはマッチせんわけであって、そのデータに対しても疑問があるわけですね。だから、もっともっと本当に男女共同参画ということになるんだったら、例えば男性相談、これはありがたいと思ってますねん。男性相談を今回やっていただいたというのはありがたいと思っているけれども、やっぱりそういう点で一生懸命丁寧に、単に言われたからするんじゃなくて、それなりに丁寧な対応をしていただきたい。その見える形というのは、やっぱり予算ですわ。予算だって、例えば月に1回、女性の場合はこれ月に何回も何回もやっているわけやけど、月に1回、そのことを全然知らん男性、今回初めての試みやから知らん人も多いかもしれんけれども、全然わからんと、ただ、その啓発やらPRもせんというふうな形で終わらせるんじゃなくて、しっかりとPR

して、それを大いに利用して、やっぱり何回も言うようやけど、自殺する人のほとんどが男性や。ホームレスの九十何%も男性や。その世の中の大きな実態というのは、これ現実にあるわけでしょう。そういうことを解決したいと思ってはるでしょう、当然ね。ほんならそれなりのことをやっぱりしてもらわんとあかんということですよ。そのことをもう以上言いませんけれども、ほんまの意味で僕、男女平等がほんまに、性的なものは別にしてね。やっぱり僕はそういう主義者なんですよ。見てくれ違うみたいに見えるかもしれんけど、でも本当はそういうことなんです。だから、そういう点しっかりとやっていただきたい、見える形で男女平等をしていただきたい。それは強く要望しておきます。

それから当然消防長のお話で理解をある程度できましたけれども、ただ企業がPRするっていう、地域住民、例えば私の近くの企業だったら蛍の会とかいってやってはるみたいですけども、それでほんならうちの化学薬品はこんなん使っていますとか、あんなん使ってますっていう、そんなこと言うことはないと思う。単に蛍を見て楽しもうということ。私らこれだけの環境をやっていますよということらしいですけども。だから、結局いろんなことを想定して、いろんなシミュレーションをする。想定外が今の状況やと言われるかもしれんけれども、ある程度のそういう点の危険物に対しては、そういうものもあるということで、やっぱり緊張感を持って消防も当たっていただきたい。もうこれ以上言いませんから、緊張感を持って対応していただきたいことである。だから、本当に、まず震災が起きたときのさまざまな市民、国民の行動シミュレーションをNHKがやってお

たのを見たんですよ。パニック状態でばつとどっか1か所に集中したりさまざまなことが起きる。その中で、皆さん消防に携わってわかることは、火事になったら地域の人らが即現場から逃げるかといったら違うでしょう。逆に皆、その火事場に寄っていくわけでしょう。そのときに非常に危険な状況になるのと違うかという私は危惧があるわけです。そういう点をしっかりと把握されながらやらんと、防護服、当然皆さんが自分の命を守っていかなあかんから防護服を着てやるのはあるけど、市民はそんなん知らんもんやから、そういうガスを吸ったり、そういうような状況というのは当然想定できるわけですね。そういう点しっかりと把握されて、やっぱり対応していただきたいと思うし、またこれからも僕、こういう形で予算、決算審査の委員会で、ここでいろいろと質問していくと思いますから、その点をしっかりと答弁いただけるようお願いしたいと思います。これで最後にしておきたいと思います。質問を終わります。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時38分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第21号の審査を行います。

最初に補足説明を求めます。

熊野消防長。

○熊野消防長 議案第21号、摂津市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件につきまして提案内容をご説明申し上げます。

はじめに、摂津市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定に至った経緯についてご説明申し上げます。

従前は政令で消防長及び消防署長の資格要件が定められておりましたが、近年

国で一律に消防長及び消防署長の資格要件を定める必要性が低くなってきたため、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、平成25年6月14日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が公布されたことにより、消防組織法第15条が改正され、これまで政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格が政令で定める基準を参酌して各自治体の実情に応じて、条例を制定することになりました。

それでは、制定内容につきましてご説明を申し上げます。

この条例は3条で構成をいたしております。第1条は、条例の趣旨を定めるものでございます。第2条につきましては、消防長の職に必要な資格を定めるものでございます。第3条につきましては、消防署長の職に必要な資格を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第21号、摂津市消防長及び消防署長の資格を定める条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第38号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後1時40分 休憩）

（午後1時42分 再開）

○野口博委員長 再開します。

議案第29号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後1時43分 休憩）

（午後1時44分 再開）

○野口博委員長 再開します。

議案第22号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、議案第22号について質問したいと思います。

事務分掌条例の一部を改正する条例で、市史にすることが追加されたわけなんですけれども、条例の総務部にかかわる事務分掌につきまして、今、市史に関しては、事務報告書の中には、既に市史編さんに関する事という中で、条例以外での運用がされているみたいなんですけれども、なぜ改めて市史編さんということがここに条文として上げられるのかということが1点。

また、この条文を変えるならば、今の事務分掌条例の中で総務部にかかわる部分の中で、選挙管理委員会に関する事でも、事務報告書の中の所管事務の中に入っているんですけれども、従来もこの中で業務の運用をやっていたんですが、今回改めて条例に入れております。重みはどちらがあるのかなという、もちろん上位法令である条例があるんですけれども、じゃあ今まで事務分掌条例の中に入っていない、総務部が所管しておったのが選挙

管理委員会であるし、市史編さん業務である。条例にも書いてないのにね。なぜ改めて今回ここに記載してくるのか、基本的なところをお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、この事務分掌条例の改正の件につきまして、お答えさせていただきます。

この事務分掌条例は、まず部を規定させていただきまして、その部の中で、こういった事務をとり行っているのかというふうなことを規定させていただいている条例なんですけれども、まず基本的な考え方といたしましては、それぞれの部で幾つかそれぞれ課がございますけれども、こういった課があるのかというところをわかるようにということをもって、それぞれの事務内容を規定させていただいております。ですから、今回この総務部の中で市史編さん室というふうな形で、課レベルの組織を立ち上げますので、従前の考え方に沿って室として業務を行っていく。これを踏まえて、改めて総務部の中で市史編さんに関する、これを入れた次第でございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 それでは、この事務分掌条例の第2条で、それぞれ市長公室から総務部にかかわる部分を書いてありますが、それはそれぞれ課でないと、ここには記載していないということの意味合いで言われているんですか。ならば、都市整備部にある住宅施策に関する、本来は総務部防災管財課で市営住宅の管理もされていますね。ならば、こちらのほうの事務分掌条例の中で、まずは住宅に関することも本来は、変えておくべきではないのかなど。なぜ市史編さんだけをここまで取り上げてや

るのかということがね。だから、条例を変えろというのは、議会での議決事項であるし、すごく重みがあるんですよ。そういった中で、なぜ今度市史編さん室だけなんやと。総務部の所管でいけば、一昨日からも議論しているように市営住宅もかかわってくるし、いろいろな情報政策も入ってくるし、それがこの中にはそういったことが今現在でも、まだ複数でまたがっているところがあるんですよ。

なぜ、またがっている部分を今回整理ができていないのかというのが1点と、もう1点は、なぜ市史編さん室まで昇格をしていくのかという部分について、まず冒頭のなぜこの部分でほかの部分を見直していないのか。課の昇格だけで事務分掌になっているんだったら、我々は今まで議論してきたこういった事務報告書の中で、あなた方の所管業務について今日まで質問してきました。これやったら条例以外の部分がここで載っているんだったら本来だったら所管外ですよ。その点について、3点についてお聞かせください。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 先ほどこの事務分掌条例の中で、課のレベルでちょっと記載させていただいていますということでお答えさせていただいたんですけれども、ちょっと言葉足らずだったかと思うんですが、課の主な事務ということでご理解いただけたらなと思っております。

それとあとこの事務分掌条例で、まず課の主な業務、それぞれの部の中での規定をさせていただき、それで次に事務分掌条例の施行規則で、それぞれの課の詳しい業務を規定させていただいております。そういった形で条例と規則とで、一体でそれぞれ組織の担当する事務を規定

しているということをご理解いただけたらなというふうに思っております。

もう一点、市史を今回改めて室というふうなレベルで組織を立ち上げることにつきましては、市制50周年が平成28年度に迎えることとなりますので、それに向けて市史の内容の充実等を図っていききたいということで課レベルの組織として平成26年度から市史の編さんに当たっていくというふうなことを検討いたしまして、このたび市史編さん室というふうな形にさせていただいております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 もうちょっとわかりやすく説明してもらえますか。私は条例で、ここに書いてある事務分掌条例の中に入っている、それぞれの公室及び部の設置の中で分掌事務について区分けをしている部分で、じゃあ、もうちょっと端的に言いましょか。住宅施策については、今分掌事務の区分でいけば都市整備部になっていますよね。今、実態としては市営住宅は総務部防災管財課がやっているでしょう。そういったことで矛盾しているでしょうと。ただ、逃げ道として、総務部の8号の中で公室及び他の部の所管に属さない事項に関するということ、この逃げ道があるんですが、ただ市営住宅の部分になると、都市整備部のところには、きちんと住宅施策に関することと入っているんですよね。こういったことも含めて言っているんです。もちろん今は市史編さん室の問題なんですけど、摂津市が50周年をあと3年後に迎える中で、前はあえて私は条例に触れずに今の市史編さんの本来のあり方について毎年1,400万円、1,500万円をかけて、3億円もかける価値が古代史であるんですかと。現代史でやるんだったら、それに向かって進んだらどうですかという意図は

ここなんですよ。50周年に向かってやっていくんだったら、古代史というより今の現代史を整備しながら、そこで発刊したらどうですか。

そこまで市史編さん室という昇格もしなければならぬようなボリュームなのかと。一昨日も私は財政について議論もさせていただきましたね。副市長からは一旦検討もしていきたいというご答弁もいただきました。その部分が今矛盾しますよと。だから、この市史編さん室の件も伺っているのと、このタイミングの中で、事務分掌条例をさわるんやったら他の部門もさわるべきではないんかと。結構重複しているんです。ただ、後ほどの議案第23号、25号も絡んできますけど、その部分は後ほどまた質問していきますけど、この部分について明確に教えてください。なぜ市営住宅の部分とか、住宅に関する部分が総務部の所管の中で今回の分掌条例の中でさわられへんのか。なぜ、市史編さん室の追加だけなんかと。それから、我々はこれをもってやってきたんだけど、先ほどの課長のご答弁でいくと、これは条例以外でも幾らでも簡単に変えれますんやというような答弁になってるんですよね。一環した答弁をいただきたいと思います。事務分掌とこの実際の事務の流れも含めながら、所管業務ですね。

○野口博委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 今の課長のご答弁とちょっとかぶりますけれども、まず事務分掌条例ですけども、各部の事務を書いているんですけども、各部にいろいろ課があります。この事務分掌条例の各部の中身につきましては、各課の代表的な事務を1つずつ入れております。ですからこの事務分掌条例の各部の内容を見ていきますと、おのおのの項目はどこ

かの課のことを指してるということで、一応これはもれなく全ての課をその部の中の事務分掌の中で書き込んであるということでございます。先ほどこれは一例ということでおっしゃいましたけれども、住宅、こちらのほうは一応随時見直して、事務内容が変わりましたらこちらのほうに移管して事務分掌条例を改正するという形をとってきておりますので、よろしく願いいたします。それから、今委員が見ていらっしゃる事務報告のピンクの表紙のところなんですけれども、そこにつきましては事務分掌条例で表現できてないといいますか、事務分掌条例はあくまでも部の所管事務を書いておりますので、その条例の施行規則、事務分掌条例施行規則の中に今度は一段ブレイクダウンした課の事務分掌が書いてあります。これは規則ということで、市長の権限で制定するものなんですけれども、その内容が事務報告書のピンクの表紙のところの課の事務分掌として書いてあります。それが歴史の中の事務分掌条例施行規則の課の事務分掌そのままになってると思います。ただ、条例への事項ではございませんのでなかなか議会の皆さんにこのことを説明できる機会がないかと思うんですけれども、私どもは機構を担当しております市長公室としましては、事務分掌条例の施行規則のレベルで課の所掌事務に変更が生じるという場合につきましては、しっかりと議会のほうにその新旧対照表という形で今後とも資料を提供させていただいてご説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 今言われてますように、この条例が可決されて市史編さん室になると、その中で今度事務分掌条例の施行

規則も変わってくるわけですね。その施行規則までなると、これは議会の議決を要する議案ではなくなってくるので、これは今度行政サイドでできるやつだからそういったことについては遅滞なく、また議会のほうにもお示しいただきたいと。ただ、最後に申し入れというか、私はいまだにやっぱりこの市史編さん室についてのこだわりを持ってます。それを市史編さん室まで昇格させる価値が今本当にどこにあるかというのは、一昨日から質問してるように、私はそこまでお金をかけれるんだったら、市制50周年を迎えるんだったら現代史をきっちりともう一回見直した中でやるべきだなと。ほかにもやっぱりお金を使わなければならないところがあるということは、これは意見として述べさせていただいておきます、もう答弁はいいです。ただ、こういったことが変わると、我々は議会に上がってくるのは条例を見ながら判断していく部分があります。さっきみたいに今度の事務分掌条例の施行規則になると、あなたが変わった後に我々が見ながら、余り議論する場がないんですよ。

また運用の部分もそうなんですよね。もっと運用になると、今度は内規で決められたら我々はわからなくなってくるので、その部分は変更があればできるだけ速やかに教えていただきたいと。今回は市史編さん室ができるんですね。これまでのやつはいいですわ。その市史編さん室は所管は総務部市史編さん室になると思うんですが、事務室なんかは一体どこに置くんですかね。今は市民図書館の2階の奥の部屋に倉庫と一体となって事務を行われてますけど、そういったところをどうするのか。

それでもう一点あります。市史編さん委員会もあるんですよ。この市史編さん

ん委員会の事務局は総務部総務課になってるんですね。これも規則が変わるんですね、市史編さん委員会規則。これは、今は総務部総務課が今度総務部市史編さん室に変える予定になってるんですね。だから、部屋の問題とどの部分まで改正するのか、僕が今調べたら市史編さん委員会、それから事務分掌条例、それから規則、こういったところまでなんですけど、これにかかわる部分でほかにもあれば教えてください。

○野口博委員長 総務部長。

○有山総務部長 まず、市史編さん業務を行います場所についてでございます。現在、市史編さんは図書館の中で業務を行っております。この図書館で行っておりますのは、各大学からの図書館から資料をお借りしたり、市内の旧家などから古文書をお預かりしております。こうやって多くの資料を借りておりまして、なぜ図書館かと申しますと、火災発生時にはハロゲンで類焼を防ぐ耐火構造の書庫が図書館にございます。こういうことがございまして、図書館が市史の編さんの業務の場所となっております。そのことで今後につきましても、この耐火構造の書庫がある図書館で市史については編さんの作業をさせていただきたいというふうに考えております。

それから規則等の改正でございますが、4月1日以降のことになりますので、今度所管をいたします市史編さん室のほうでこれらの規則についての改正に取り組んでまいります。

○野口博委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

続きまして、議案第23号の審査を行

います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 数点についてお聞かせいただきたいと思いますが、今回これも摂津市の附属機関に関する条例の一部改正条例で、それで市長の附属機関と、それから教育委員会の附属機関を明確にしようというのが趣旨というふうに理解しております。まずは市長の附属機関で別表(第2条関係)の中で、まずは摂津市次世代育成支援行動計画推進協議会、それから摂津市保育料審議会が市長の附属機関に属するようになっております。先ほどの議案第22号で質問もさせていただきましたけども、事務分掌の中でいきますと、今摂津市の組織表から見ましても次世代育成支援行動計画関係は教育委員会の次世代育成部。もう一点の保育料審議会につきましても、教育総務部子育て支援課の保育係が適当だというふうに思ってますけども、なぜここが市長の附属機関に属するようになってるのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、3ページの指定管理者選定委員会並びに男女共同参画センター運営委員会関係が新たに条文として上がってきてるんですけども、同じような条例をつくっていくんでしたら、私も指定管理者選定委員会の第11条の2項に上がっている選定委員会は、委員5人以内で組織するという部分、「選定委員会」と書いておきながらもう一方での4ページにまたがりまして、男女共同参画センター条例第11条第2項、これについては委員会は委員6人で組織する、本来だったらここは「運営委員会」にすべきではないかな。もしくは指定管理者制度のほうを選定委員会の「選定」をやめて「委員

会は」という統一したような条文であるべきだというふうに思ってるんですよ。先ほども言ったように、見直すんだったらそういった部分をトータル的にやっぱり見直すのが本来の条文改正であって、なぜ一方では選定委員会という選定を入れて、一方では運営委員会を入れてないのか。これ単純な疑問なんですけども、同じ条文の中で見ていった場合に。こういったことを見ていきますと、今度2ページにまた逆戻りしますけどそれぞれ見ていきますと、摂津市老人ホーム入所判定委員会、それから摂津市健康づくり推進協議会、それぞれの過去の歴史もあって呼び方は違いますが、しかしながら、担任职務を見ますと、それぞれが調査審議に関する事務になってるんですよ。

その調査審議にかかわる分だったら、ほかのところだったら審議会というのが末尾に委員会のところについてるんです。この2ページのところだったらそういうふうな言葉が、教育委員会でもそうです。対策委員会とか選定委員会とか書いてやっていますけど、それぞれが調査審議に関することなんです。この分は単純な質問なんですけど、それぞれ審議がついてないんだったら、そこで審議委員会で結構じゃないのかなというふうに思いますけど、1回目はこれだけにしておきます。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、まず1点目、次世代育成支援行動計画推進協議会と保育料審議会、これについて市長部局の附属機関というふうな位置づけになっているのがなぜかという部分なんですけれども、そもそもこの2つの業務につきましては、主といたしましては市長の権限というふうな位置づけになっております。これを補助執行という形で教育委員会に事務をとり行っていたら

という現状がございます。そのため附属機関としては、まず市長部局に位置づけまして、ほかの事務と合わせて教育委員会のほうで補助執行していただいているというふうな形になってますので、大もとである市長部局の附属機関というふうな位置づけをさせていただいております。

それと2点目が、それぞれ公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例と男女共同参画センター条例の関係ですけれども、確かに委員におっしゃっていただいているように、略称についてはこの2つの条例のところで統一性が欠けてるというところはお指摘のとおりかと思えます。今後は統一的な形で十分に検討して条例改正に臨みたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 3点目のことについてですけれども、今回附属機関として16の附属機関を新たにこちらの条例のほうで改正させていただくわけですけれども、名前がいろいろ、協議会であったり、審議会であったり、審査会であったりしてるじゃないかと、これを統一すべきではないかという、こういうご趣旨かなというふうに思いました。まずこの附属機関と申しますのは、地方自治法の規定でございまして、自治法の第138条の4、第3項にその設置根拠が規定されております。こちらちょっと引用させていただきますと、執行機関の附属機関として、これは法律または条例の定めるところによりでございまして、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問、または調査のための機関を置くことができるというこの設置根拠が自治法138条の4、第3項にございま

す。この中で今読み上げましたとおり、名前が審査会とか審議会とか調査会とかいろいろ多岐にわたってるんですけども、これにつきましては、おのおのその審査会なり審議会の附属機関に当たるものができた経過でありますとか、ここで担当事務としては全体を調整する意味から、調査審議に関する事務という格好で書いておりますけれども、若干やはり附属機関ごとに内容が違ってくるといことがございます。ただ多少の違いこそあれ、行政のほうからの市長もしくは教育委員会という行政機関のほうからの諮問等を受けて、合議制の機関としてそこで意見だけを申し述べるのではなくて、意見の統一を図って行政に対して答申をするというふうな位置づけを持った審査会または審議会、委員会でございますので、そのあたりのもともとの設置された経過でありますとか審議の内容でありますとか、この辺が若干やっぱり過去の経過がおのおのがやっぱり違う部分がございますので、名前についても法律のほうでもいろんな名前を想定してるというのは、法のほうでもいろんな名称、この辺が法の中でも想定されているというふうにご理解いただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 先ほど私が答弁させていただいた点で1点訂正をさせていただきますと思います。

それぞれの公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例のところで選定委員会、それと男女共同参画センター条例のところで委員会というふうに略称がなってることについてですけども、この指定管理者の条例のほうに第11条で教育委員会というふうな文言が出てまいります。そのためここで委員会というふ

うな略称を用いますと、ここの整合性が図れなくなるため、こちらのほうは「委員会」ではなくて「選定委員会」というふうな略称にさせていただいております。訂正よろしく申し上げます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 次世代育成支援とそれから保育料審議会の部分ですけど、じゃあ具体的に事務局はどこに置かれるんですか。まずね。

それから、補助執行について我々もう一回言いますよ、事務分掌条例施行規則で決まってる部分で業務の割り振りをしたり、質問させていただいてるんですよ。補助執行についてというのはなかなか議会には見えてこないんですよ。あくまでも我々は条例に基づいて、それから所管が変わった場合にはその組織図の中で市業務のどこが担当するんやと。主な、もともとはそれこそ厚生労働省、それから文科省が絡むような教育政策の中で、機構改革の中で次世代育成部を教育委員会に設置し、就学前教育も教育委員会で行きましょうということで保育所も幼稚園も幼保一元化のために持っていったりしてきましたよね。そこでの次世代育成支援行動計画推進協議会なんかは、運営してるのは教育委員会が事務局になってやってると。保育料審議会についても、まさに私は教育委員会だと思っていました。ところが今回の条例を見ますと、市長部局になってるんですよ。事務の執行は教育委員会です。事務局はどこがやるんですかと言ってる。ということは市長の所属機関である保健福祉部、またはプロジェクトを立ち上げて政策推進課が見るのかという部分になってくるんだら相矛盾するんじゃないですか。

次世代育成の部分も次世代育成支援行動計画推進協議会、まさに、これはこれ

からの教育委員会が担わなければという目玉の部分なんですよね。事務局はやっぱり教育委員会でしょうと、本来ね。こういったことを見直すときには、確かに市長が、本来だったら厚生労働省が所管している保育の部分がいまだにそういったことになってますよね。幼稚園については文科省、幼保一元化になって就学前教育を何とか力を入れていかなあかんとということで便宜上今教育委員会に持っていったけど、それが国で認められてるんだったら我々のこの分掌条例も附属機関も正式に切りかえたほうがすっきりしますやんか。それを補助執行とか言って、議会にわからない分野でやっていくというのが解せない。きっちりちょっと答えていただけます、事務局をどこに置いて、どういう運営でやって、保育料審議会は何名ぐらいでやっていくのか、これから具体的な部分も含めて。それから、もう一つ、さっき選定委員会とか推進協議会とか調査委員会とか、こういった委員会の部分は表面的にはわかってます。ただ中身の担当事務の中で全てが調査審議に関する事務となってるから、今先ほど指摘している分が調査審議に関する事務です。中身が間違っていたら先ほどの山口次長の答弁でいいと思うんですけども。ここは余りこだわってませんが、ただ過去の委員会の体制の中でもうやってきたということで、こっちはこだわってません。ほんでもう一点、この改正条例の第2条第2項の中で指定管理者というのは十分理解した上で先ほど質問させていただいたつもりなんです。その中で第11条、指定管理者選定委員会で「選定委員会」、これは教育委員会にもかかわる、それこそ保健福祉部もかわる、それぞれ部の所管がかわるけど指定管理者選定委員会というのは一本だけですやん。

各事業に関してきたらそれぞれまちまちになってくるけど、選定委員会は一本だけなんですよね。じゃあ、これはもう委員会でいいじゃないですか。

次の男女共同参画センター運営委員会、これも一本だけだから「委員会」にしてるけども、だからこういったことも素直に一回目の答弁でいいんですよ。今後見直していくというのは、我々がやっぱり見ていくというのは、条例改正をするんだったらそういったような統一見解でいつも条例を変えてきたら、です、ますが間違っていたらその部分だけでも改正してくるでしょう。だからこういったときも改正するんだったら、この際に改正するときやとって、指定管理者選定委員会で、さっき答弁してる部分で、こっちの男女共同参画センターと違いはどこが違うんですか。指定管理者選定委員会というのはまだほかにあるんですか。これだけでしょ。じゃあ、こっちも「委員会」でもいいんじゃないんですか。万が一、こっちを「選定委員会」とつけるんだったら、男女共同参画運営委員会のほうだったら「運営委員会は」というやつをつけたらいいんじゃないですか。言葉遊びで言ってるんじゃないんです。やるんだったらそういったところまできっちり目を通して、条例だから改正してくださいよと。2回目の答弁がおかしいと思うんですけどもね。

教育委員会の分で、市長の附属機関に属する部分の今後のことがあるんで、あなた方が今度事務執行のときに逆に混乱したらあかんと思って、今この際整理もしときたいというふうに思ってます。だから、事務局もどこに置いてるかとか具体的に説明いただけますか。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、順序

が逆になるかもしれませんが、先ほど訂正させていただいた件をもう一度丁寧にご説明させていただきたいと思っております。

この第3条の規定で、摂津市指定管理者選定委員会、これをこの第3条以降については「選定委員会」という、というふうな規定にさせていただいております。例えばここをこの指定管理者選定委員会を「委員会」という、というふうな条文にいたしますと、この第3条以降に第11条のところに教育委員会というふうな文言が出てくるんですけど、そうしますとこの教育委員会も読替規定によって「教育指定管理者選定委員会」というふうな形にとられかねませんので、それと区分するためにここは「委員会」だけではなくて「選定委員会」というふうな文言を入れさせていただいてるところです。ご理解いただきたいと思います。

それと、次世代育成支援行動計画推進協議会の事務局につきましては、こども教育課が事務局になっております。

もう一つ、保育料審議会につきましては教育委員会子育て支援課となっております。先ほども申し上げましたように、そもそも市長の権限の事務でありますけれども、これにつきましてこの附属機関、その他事務を合わせまして補助執行という形で教育委員会に事務をとり行っているというところで、それぞれ教育委員会のこども教育課、子育て支援課、こちらのほうで事務局を担っていただいているということになっております。

○野口博委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 補助執行とか非常にわかりにくいところがございますので説明をさせていただきますと、市長から教育委員会への補助執行に関する規則というものと、教育委員会に対する事務委

任規則というのが2つございまして、もう一つありますのが市長から福祉事務所長への事務委任規則と三つございまして、委任規則が1つ、それから補助執行が2つございます。基本的にこの補助執行と申しますのは、そもそも市長のもともとは専権事項でございます。財務事務でありますとか、予算の調整でありますとか、いわゆる支払いでありますとか、支払いは会計管理者ですね、支出負担行為でありますとか契約とかそんなもの、いわゆる市長の名前の下に、代理ではないんですけどもあくまで市長の名前の下に教育委員会が事務を補助的に執行するという意味合いのものを全て補助執行に関する規則の中で網羅いたしております。これにつきましては、ご承知のとおり平成23年4月の機構改革で子どもに関する部分を教育委員会の所管として、教育委員会の事務局の組織規則の中でおのこの課の所掌事務としてうたわせていただいております。その中のことがこちらの補助執行に関する規則の中にも全て網羅されております。

それからもう一つ、今回また条例案件で出ております、いわゆる従前、障害児童センター関係の事務なんですけれども、これは平成23年だったと思いますけれども、児童福祉法の改正がございまして障害児に関する給付事務でありますとか発達支援センター事務については、これは障害福祉という範疇ではなくて児童福祉の中で全てやるということになりましたので、今回発達支援センターの事務ないしは給付費の支給というふうなことにつきましても、市長から教育委員会に対する補助執行に関する規則を3月末までに改正いたしまして、数点の事務を教育委員会のほうで補助執行していただいて、その事務については教育委員会規則の中

でまた改正されるんではないかというふうに考えております。

それともう一つ、一応そういうことであつたら非常にややこしいので、もう一切合切今の所掌のところまでまとめて、いわゆるそこで書き込んでしまったらどうかというふうな、こういうお話だったのかなと思います。私も本来であつたらそのほうが非常にわかりやすいんですけども、いかんせんこれは児童福祉法でありますとか法律の中でその事務の執行権限者というのが決められておりますので、その分で言いましたらそちらの法律のほうで改正にならないと、なかなか市のほうでたまたま補助執行として窓口の子どもの集約してるから、ですからその権限ももともと教育委員会ですというような形はちょっと取りづらいというふうに考えておまして、例えば先ほど委任規則が1つあると申しましたけれども、その内容といいますのが児童福祉法の第24条の事務。この24条の事務は何かといいますと、保育所に関する事務なんです。保育所の保育でありますとか、その入所でありますとか、その辺の事務についてはきちりと児童福祉法の第32条の中で、市町村長は保育職員、保育所における保育を行うことの権限については教育委員会に委任することができることと明文化されておまして、この明文化、法律によって委任がオーケーですよということで明文化されてるものにつきましては補助執行ではなくて委任規則のほうで規定をさせていただいてるということでございます。また、今後この辺のこの変更があつて、なかなか組織と事務分掌でわかりにくいということがありますので、このあたりの変更があつた折には、議会のほうにも何らかの形でご説明できるような形を検討していければなという

ふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 説明を受けてなるほどなあとはいながら、でも何かもやもやとしたすっきりしない部分がある。やっぱり、我々議会に見えてくるのは条例で議決をしていって、見えてくるのは条例であつて、そのほかに補助執行とか云々というのは、それとか事務の内規とかいうのは行政内部ではよくわかるかもわかりませんが、運用面でもね。だからこうやって明らかにこの条例で出てきたときに、次世代育成支援行動計画推進協議会なんかは何をもって教育委員会に補助執行として委ねていくんだというのが、どの条文を見たら我々はわかるんだということが、先ほどみたいに厚生労働省のほうから上がってきてる部分やら、実際に文科省から出てきている法律に基づいて委任ができる部分もあれば、補助執行で内規で決めてやる部分もあるけど、我々議会には見えないよね。

でもこれだけ見ると、また次世代育成部が、それとか保育がまた今度保健福祉部のほうに帰ってくるのかなぐらいしか読みとれないでしょう。だから、そういった部分ではこういった参考資料の部分でも市長の附属機関と書いておいて、でも横には教育委員会に対する補助執行とか、もしくは委任とかいういろいろ表現がありますよね。そういったことを今度文面にしたらぐあいが悪いかもわからんけども、ただ別表とか、その中にだつたら入れていけるん違うかなと思うんでね。もっとわかりやすくできないものかなあとはいながら。物すごく複雑になってるから、それが今度組織の歪にもなってくるん違うかな。一方では、市長の附属機関である。業務は教育委員会だと。

これはそのまま確かに法律で定められているということで法の中で動いてるから枠はあるけども、実際に運用としてはそないなってるんだから、ここでももう少し、ほかのやつを見とってても大概そうなってきたらと違うかなと思ってね。大概条例、先ほども一覧表をざっと見てたんですけど、今回の改正の分はそういったことで、議案第25号の中ではもう一回別の質問をしていきますけどもね。何かもうちょっとわかるようなことにならないんですかね。これだけお答えいただけますか。担当事務の中でも含めて教育委員会に対する補助執行であるとか委任であるとかというやつは、こういった担当事務の中には記載したらぐあい悪いんかな。それとも、規則でそういったことができないんかとか、その点お答えお願ひできますか。

○野口博委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 規則の規定の仕方で、これを書いたらだめだとか、これは完全に規則としてはこんな形だったらだめなんだというのは余り縛りはないのかなとは思いますが、やはり、ただ規則といいますのは法規の一つの形がありますので、やはりそこにはおっしゃられてるわかりやすさと正確さ、これをどう調整するかというのがやっぱり大事かなと思います。これは法律も全てそうなんですけれども、当然のことを正確に書いてあるのが法律であったり、条例であったり、規則であったり、それがゆえにあるときにはわかりにくいと、非常にわかりにくい。正確で書くがゆえに非常にわかりにくいということがあります。ですから、こちらの調整というのはなかなか私どもも、条例それから規則をつくるときに非常に法制担当とも悩むわけなんですけれども、おっしゃられてる確かにわ

かりにくいというところもございまして、そのあたり、私が今この場でこうします、ああしますとは言えませんが、また法制担当のほうともお話をし、どこまでその規則、条例等をわかりやすくすつと読めるようになるのか。なかなかその文言を口語体で書くというのは難しいんですけども、その辺は表現を工夫したりとかできないかという点について、また法制担当のほうとも協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時32分 休憩)

(午後2時32分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第24号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第25号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好義治委員 この件につきましては、月額を費用をそれぞれ日額とか、それと金額を変えていってる案件なんですけれども、先ほどの議案第23号と今回の25号、23号の費用弁償の点についても関連しますのでよろしくお願ひしたいのが、商業指導嘱託員が先ほどの議案第23号には改正の部分でも載ってたんですけども、今度第25号になりますと、25号にもその商業指導嘱託員が現行で入って

まして、改正案の中のこっこのほうには入ってないんですね。この23号と25号の費用弁償に関する条例というのは、ずっと見てるんだけど同じような中身だなあと考えてるんですけど、なぜこうやって分けて出してるのかなということが気になります。

それと、25号でいきますと、結構現行の条文の中に載っております工事検査嘱託員を廃止するというのはわかるんです、ここの条の中に載ってますけど、そういったことを見ると、商業指導嘱託員も第25号だけ見ると廃止になって、しかしながら第23号のほうでは現行の改正案もありますね。この議案第25号と議案第23号の関わり合い、それから農業改良委員が今回現行ではあるのに改正案ではなくなってるのと、福祉嘱託員もなくなっております。何でこういったことをなくしてるのかなというふうに思います。社会体育指導員嘱託員はなくなってスポーツ推進委員、これは一本化になってるのがよくわかります。特に今度数値が変わってる分については、参考資料の15ページのまた選挙にかかわる部分なんですが、選挙の投票所の投票立会人が今まで日額1万4,000円だったのが1万700円まで減額してるんですね。

それから、期日前投票の立会人が1万2,300円から9,500円に減額されております。こういう立会人は今でもお願いするのに大変苦慮してるのが今の実態なんです。そのために、半日半日に分けてるような経過もあります。本来だったらもう少し額を維持するようなことも含めながら、先ほども言ったように立会人が率先して来られるんだしたら、それこそ皆さんにもまたPRしていただいたら投票率が上がってくるやろうと。何でこの選管の部分だけをこれだけ減額

させてるのかなと思います。

それと選挙長と投票所の投票管理者、投票管理者は本来市の職員だというふうに私は認識してたんですけど、選挙長イコール選挙管理委員長だというふうに思いますけど、その部分について投票所の投票管理者、今までだったら選挙管理委員会の事務局長か過去の総務部長が携わってたというふうに思うんですけど、これに対する日当がつくというのもちょっと解せないなあとというふうに思っております。次の16ページでも選挙立会人については1万1,000円が8,800円まで減額してきてる。選挙に関してこの部分だけが非常に減額になってるのがどうかという部分ですね。

○野口博委員長 山口次長。

○山口市長公室次長 それでは、議案第23号と議案第25号との関係性ですね。この点がまず一番わかりにくいかと思っておりますので、まず23号は先ほどご審査いただきましたけども、附属機関に関する条例等の一部を改正する条例制定の件の附則の中で改正をまずしておりますものについてご説明申し上げます。

これにつきましては、23号で市長の附属機関として11、それから教育委員会の附属機関として三つで、これで14、あと指定管理者の選定委員会と男女共同参画センターの運営委員会を含めて16の会議体を附属機関として位置づけをしました。実はこの附則改正でやっておりますのは、附属機関の委員につきましては、これは自治法第203条の2の規定によりましてこの附属機関の委員については非常勤の特別職として、その報酬については条例で定めなければならないというふうに書いておりますので、一定この25号以外の部分の附属機関として位置づける委員会の委員については、この

附属機関の条例の制定の件の条例の附則の中で切り分けて、そちらのほうで非常勤特別職の報酬の条例に位置づけると、委員の報酬を位置づけるということにしたほうが、附属機関に位置づける会議体とその委員をセットで考えられるということでそのほうがいいたろうということ、附則の中で改正をしたものでございます。ですから、非常勤特別職として16の委員の日額の規定をさせていただいたというのが23号の関係でございます。

25号につきましては、これは従前、例えば民生委員推薦会でありますとか、実は非常勤特別職でありながらその報酬を支払ってなかった分でありますとか、例えば事務の嘱託員で、過去にはその嘱託員がいたんですけれども今はもうその職がないんですけれども条例の中でその嘱託員を規定している分を今回削るものでありますとか、新たに非常勤特別職として位置づけるべきであろうというふうな今回の見直しによって判断したものを、もしくは、これについては非常勤特別職ではなくて非常勤の一般職であろうというふうな位置づけをすべきというものについては削除しております。ですから基本的には、第23号の附属機関の条例に係る分ではなくして、今現在の非常勤特別職がどうであるかというふうな観点から見直したのが25号というふうにご理解いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 選挙に関するご質問でございますけれども、今般報酬のほうを削減させていただいております。この金額に基づく根拠は国の執行経費の額に合わせていただいております、それぞれの金額につきましては金額の増減がございます。削減されたもの、それから若干ですが増

になったもの、これらについては市の執行経費の基準額、これを見てその金額に合わせたというところでございます。どうして今回それを合わせたかということでございますけれども、ご承知のとおり昨年5月に執行経費の法改正がございまして、投票所の経費では20.4%、開票所の経費では27%引き下げと。これは、ほとんど人件費にかかわるところでございます。この部分について、選挙管理委員会の中でも毎回毎回の負担になるのはいかななものかということがございました。それを法改正前に衆議院の総選挙がございましたのでそれで単純にシミュレーションをしてみますと、執行経費改正前でありましたら約2,640万円かかります。執行経費が改正された後にいただける額ですけども、これが2,150万円に下がってしまうという実情がございまして、これの過不足を考えますと毎回300万円ぐらいの赤字になってしまうというところがございます。その辺も含めまして持続可能な選挙をしていく上で、こういう減額のほうを検討し、お願いしたところでございます。それから投票管理者につきましては、従前から市職員OBの方をお願いしているところでございますので、市職員ではございません。それから、合わせて選挙管理委員会の委員長と委員も減額させていただいております。この部分については、それぞれの自治体単位で条例で定めるところでございますが、今回ほかの部分も合わせて委員のほうから減額の申し出ということで減額している状況でございます。

○野口博委員長 個別問題で工事検査嘱託員とか農業改良委員だとか福祉嘱託員の件について、大橋課長。

○大橋人事課長 議案第23号の新旧対照表のほうを見ていただいております。

だいてると思うんですけど、その商業指導嘱託員であつたりというものは、右のほうも左のほうも下線を引いておりません。ですから、改正ではない部分でその前後の関係を示すために位置を書き示すためにそれを掲載させていただいてるものがありまして、この下線がないものについては23号上対象でないということでご理解いただきたいと思ひます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 じゃあ、大橋課長が言つてるように、参考資料の9ページでアンダーラインを引いてない商業指導嘱託員は現行と改正商業指導嘱託員とありますよね。先ほど山口次長の答弁にありました議案第23号と25号の条例の違いからいきますと、この商業指導嘱託員は13ページの議案第25号の現行にも載つてるんですよ。これまでがそれでは重複して、さっきの違いからいきますよ、山口次長のこの23号と25号の違いを明確に言つてるけど、各項目については重複してるやつがあるんですよ。だから、その部分をどういふふうに見直したのと。先ほどのご答弁でいきますと、これまでは特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の中に入つてる部分で、本来は今回見直したら特別職でなしに一般の非常勤勤務の報酬のほうがいいんと違ふかということ省いた部分が違ふ部分だと言つてるけど、23号、25号がまず一緒になつたというのが、だから僕23号、25号を一括で審査をやりたかつたという部分はそこがね。

それで見たときに、先ほどの例規集の第5章の1215ページからる記載されてるんですよ、この部分で。その中でも、例えば先ほどのを言つていつたら、市史編さん委員長なり市史編さん委員、市史編さん嘱託員、こういった方々につ

いては変わつてないけども今回の条文には一切記載されてないですよ。だから、この辺の話がもう一つよくわからない部分がありますね。

それと、さっき委員長からも言つていただきましたけど、今回の条文の中で工事検査嘱託員を廃止と言つて、これはもういらなくなつたんですか。これはもう特別職でないから、嘱託員を仮に雇用した場合には一般非常勤職員として取り扱ふんですかね。これからこういう部分でいけば技術者を育成していくのが非常に難しい時代になつてるから、工事検査嘱託員のOBでもやっぱり雇用していくようなことがこれから多くなつてくると思ふんですけども、この時期にこういった廃止にするというのが、どこに今度どうされるんかなと。

それから、さっきの選挙管理委員会の経費で、市議会議員選挙は補助金も何もおらないけども、その中で市議会議員選挙についてでももちろん経費も最小の経費で最大の効果をあらわすようなことをしなければならぬというのわかつてるけども、立会人は本当にクーラーもきいてないところで暑い中で立会をやつてもらつたり、それから開票立会人でもクーラーのないところや体育館で、事務や作業をやつていただいてる方はもっと大変かもわかりませんが、一般市民の方々に来ていただくのに今選ぶのでも大変な状況なんですよ、なかなかね。大きな自治会から何名で順番制だとか言いながら、今度自治会に戻ると誰々が行くかと言つて、自治会長が誰もいないから率先して自分が行かなければならぬと。一旦は1万1,000円のやつが費用を上げましたやんか。それ以上に今度は減額にしてるんですよ。だから、国の補助金が国政レベルとか府議会議員レベル

の部分を見定めてその22%に減らせ、27%減らせと単純にやっていいものかなと思って。

選挙管理委員会で、この間からの一連の話なんだけど、どんな議論をしてきてるんですかと、実体論として。変えなければならぬやつは変えなければならぬとわかるけども、変えてはならない部分とか、変えるんだったらもっと理解を示してPRもしながらやっていく。今人集めは大変なんですよ、これ。皆さんお金で来てくれてるという部分ではないんですよ。特に今を見ていきますと、今就業時間7.25時間ぐらいだと思いますけど、正しい選挙の投票立会いとかいうのは1日何時間拘束されますか。拘束時間、朝7時から夜8時まででしょう。それだけ拘束される中でこれを時間給に考えていくと幾らになるんですか。大変ですよ、あれずっと座っててね。だから、さっきの国が云々というよりも、それだけでこうやって減額してくるのが本当にいいのかというのが非常に疑問なので、もうちょっと決めた経緯も含めて明確に選管のほうはお答えいただけますかね。

○野口博委員長 大橋課長。
○大橋人事課長 先ほどのご答弁で少し説明が十分ではなく申しわけございませんでした。まず、例規集の1216ページでございます。その部分と対照表の9ページのところを合わせてごらんいただきたいんですけども、1216ページの商業指導嘱託員の上には固定資産評価審査委員会委員というのがございます。新旧対照表の左のほうの9ページの上のほうも同じく同様になっておりました。今回議案第23号では、この間に新たに市民公益活動推進委員会委員ということ新たに追加して入れさせていただくと。その追加する場所を明確にするために、

この前後の委員を表記することによってその位置をわかりやすく表記させているということとございまして、23号上はこの商業指導嘱託員も固定資産評価審査委員会委員も改正の対象ではないということとございます。議案第25号で、2点目のご質問にもございますように削除してるんですけども、この25号上ではあくまでも非常勤特別職のうち地公法第3条第3項3号に基づきます特別職の非常勤。この特別職の非常勤といえますのは、本会議でも提案理由の中でご説明させていただいているんですけども、非専務的に公務に参画するという性質のものであります。それとここに記載のあるそれぞれの委員が現状ない、もしくは必要のないそういった非専務的にかかわる部分については必要がないもしくは実態がないということと削除させていただいております。一般職非常勤としては、今ご指摘いただいた工事検査嘱託員の部分については、一般職としては現在任用がございません。非常勤としては実態が過去からないゆえに今後も想定しにくいということと削除させていただいております。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後2時53分 休憩)

(午後2時56分 再開)

○野口博委員長 再開します。

松方課長、答弁を求めます。

○松方総務課長 先ほどの条例議案第23号と25号と、この23号でまず新旧対照表の9ページのところで市民公益活動推進委員会委員というのが改正されております。この条例の参考資料といえますのは改正されたものとして順番として上がっておりますので、次の25号の新旧対照表のほうは最初の23号の改正案のものが現行となって、その後の改正部

分が新旧で上がってるという、そういう書きぶりといいますか仕組みになっております。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後2時57分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○野口博委員長 再開します。

答弁を求めます。

松方課長。

○松方総務課長 先ほどの三好委員のご質問でございますけれども、手元で調べましたら前回平成10年に改正されておりました、そのときに投票時間が2時間延びたというときに9,500円から1万4,000円に上がったという経緯がございます。冒頭申し上げましたこの法改正に伴う金額でございますけれども、市長選挙、市議会議員選挙、自前の選挙については自前の選挙ですので負担になるんですが、国の選挙、府の選挙については執行経費に基づいてされてるという状況です。今般法改正されて、国の執行基準に基づいた金額でしか経費をいただけないという状況があります。先ほど申し上げた衆議院の選挙であればこれだけの不足、300万ほどの不足が出てくると。それを何とか赤字が出ないような形でのところからの議論がございまして、合わせて特に報酬でございますので、賃金ではないんですが報酬でございますので、賃金あたりの時間単価にしますと最賃が819円で、この投票管理者にしますと679円ぐらいになるかと思うんですけども、その点につきましては地域の方に非常にご足労いただいております、感謝もしながらお願いしてるところでございます。時間が長いということもございまして、できるだけ前半、後半というような分け方をして従事していただいとるところがございまして、それから、期

日前投票につきましては前年の参議院選挙から広報で公募を凶りまして、20代の若い方に来ていただくような方策をとって、あとは選挙の明推協委員にもご協力をお願いしながら立会人をしていただいとるところでございます。報酬につきましては、自治体単位での状況がございまして、一概に幾らが妥当というのは言えないんでございまして、やはり先ほどの執行経費の部分で見なければならぬというところがあります。自治会の皆様方には非常にご負担をお願いしてるところでございますけれども、重々ご協力とご理解をお願いしたいというふうに考えております。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 選挙費用に關しましては、いろいろ公営掲示板なり、選挙やら印刷物等々の総費用の中で一番占めるのが人件費であって、その中に市の職員の選挙に携わる方々の費用が相当分入ると思うんですね。今言ってるのは、一般市民に依頼している部分も人数は相当数はいてますが、公務員が選挙事務に従事している費用と一般市民の方で協力いただいとるところの方の格差が余りにも大き過ぎるかと違ふのかと。この辺をどういふふうに認識してるといふふうに、全体の費用を抑えるんだしたら選挙に携わる職員の従事者のほうにも一方では手をさしのべるべきではないのか。そちらのほうについては一定の超過勤務手当という残業手当の中で一方では賄い、夜10時を過ぎるとその比率が25%増になってくるような今の執行体制です。間違ったら否定してくださいね。片や今の一般市民の方々の投票立会人、これが休みの日の投票立会人で、正直朝の6時半に集合がかかって夜の20時30分ぐらいまで携わって、実質の拘束時間が

14時間ですね。だから、先ほど来から質問してるように、日額6,900円の方々とこの部分の拘束されてる方々との位置づけもちょっと違うんですよね。だから、選挙総額費用を削減するならばトータルで一回見直していただませんか。この部分についていけば、私は国基準の中での、選挙総額費用を抑制しなさいという中での賃金の単価が定められてるということがあるかもわかりませんが、我々が守らなければならないのはその地域における最低賃金をいかに確保していくかというの、これは公務員としてやっぱり考えておかなければならないと思うんですよ。

それで今単純に言えば、期日前投票が拘束される時間が12時間、それで1日の日額が9,500円、単純に割りますと791円。大阪府の最低賃金が819円。こういったこともしんしゃくしながら決めていくのが、本来公務員が市民にお願いする本来の立場ではないかなと。だから、選挙に携わる部分での人件費の抑制というのは、もう一つは職員の選挙従事者に対するそういったところでもそうですし、シルバー人材センターに投票所の中で委託してる部分についてでも総人数を減らしていくとか。こういう立会人は本当にもう一回言いますが、進んでいきますというのは限られた人だというふうに思っております。それぞれが各自治会の中で持ち回りとか指名で言われたからしょうがないとか、自分の立場だから行かなければならないという方々が非常に多いと思います。だから、大阪府の最低賃金をどういうふうに見てるのかという部分を、もうこれ最後の質問にしますが、それをご答弁いただけますか。その中での期日前投票の791円、この位置づけ。全国での最低賃金というのは

それぞれ格差があります。だから国というのはその基準を一律で言ってると思うんですけど、大阪府にいたら大阪のほうがやっぱり立場もありますから、もう一つは人事のことからいけば地域手当で6%で、その周辺が12%で、何で摂津市6%やのと、こういった議論をこの議会でもしてきてるわけなんですよね。だから、そういう選管として全体の経費の削減の中でもう一遍言いますね。こういった最低賃金をどう考えてるのか、職員の選挙従事者に対する費用についてはどう考えているか、この点についてお聞かせください。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 立会人のこれは報酬という形で、賃金ではないので単純に比較はなかなかできないんですけども、ご指摘いただいたように自治会におかれましては、会長であるとか役員の方が率先して出ていることも重々承知しておりますし、毎回朝早くから夜遅くまで出ていることは十分理解しております。感謝しているところでございます。全体の総額の中で法律に基づいて金額を抑えこむということで、じゃあ職員のほうについてはということなんですけども、職員についてはそれぞれの職員の超勤の単価で計算しているところでもございまして、前々回からですけども職員も減らし、それからできるだけ若い方が従事する方向に替えさせていただきながらちょっとでも効率よく合理的に進めていっている状況でございまして、また職員の数でございまして、今現在検討してますのが、投票所での従事者については紙面での本人確認はしてますけども、それをバーコードにするような形にして職員を減らして全体の人件費を絞っていくということを検討しております。

す。ですので、全体の摂津市の額がどうかという立会人それぞれの報酬の額がどうかというところがございますけども、今の現時点ではそういう職員の削減も図りながら、片方では報酬として地元自治会の方それから役員の方をお願いしながらというところが現状でございます。このあとも選挙に当たりましては、そういった形でご理解をお願いしながら進めていきたいというふうに思っております。

○野口博委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

続きまして、議案第26号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第27号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、議案第28号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時41分 休憩)

(午後3時42分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第4号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時42分 休憩)

(午後3時44分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決をします。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。
よって本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第23号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。
よって本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第24号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。
よって本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第25号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。
よって本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。
よって本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第27号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。
よって本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。
よって本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第29号所管分について、可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。
よって本件は可決すべきものと決定いたしました。
議案第38号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定いたしました。
暫時休憩します。
(午後3時46分 休憩)
(午後3時48分 再開)

○野口博委員長 再開します。
これから本委員会の所管事項に関する事務調査について、協議をさせていただきます。
平成26年度委員会行政視察を実施することについて、まずご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。
次に、視察事項、視察先、視察日程等についてご協議いただきます。
暫時休憩します。
(午後3時48分 休憩)
(午後3時55分 再開)

○野口博委員長 再開します。
時間の関係上、今回の会期中に視察先等の決定は困難かと思われまますので、本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する事務調査について、閉会中に調査することが諮られます。本委員会の所管事項については、行財政運営について、防災行政について、人権行政について、消防行政についてを平成26年度末まで、閉会中に調査することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、次回開催時は視察項目、候補地、複数の希望日時等を提案いただきますよう、検討お願いいたします。

これで本委員会を閉会いたします。

(午後3時56分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 三好 義治